銀行法等の一部を改正する法律案参照条文

目　次

○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）　1
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）　1
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）　13
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）　13
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）　29
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）　33
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）　38
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）　50
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）　50
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）　65
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）　65
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）　65
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）　101
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）　105
○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）　106
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）　108
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）　118
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）　118
○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）　123

○　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）

（銀行法の準用）

第三十五条の二の三　銀行法第七章の五（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあっては紛争解決等業務（第三十五条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあっては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあっては無尽業務について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入無尽会社」と、「手続実施基本契約」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「無尽業法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「無尽会社を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「無尽業法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第二号」と、「銀行」とあるのは「無尽会社」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二の二第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「無尽会社」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第三十五条の二第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「無尽業法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、無尽業法第三十五条の二第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第三十五条の二第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第十条　組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の五十第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
二　組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
三　組合員の貯金又は定期積金の受入れ
四　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
五　組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
六　農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
七　農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
八　組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
九　農村工業に関する施設
十　共済に関する施設
十一　医療に関する施設
十二　老人の福祉に関する施設
十三　農村の生活及び文化の改善に関する施設
十四　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十五　前各号の事業に附帯する事業

②　組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。

③　第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一　信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の五十第一項第一号及び第三号において同じ。）

二　前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

④　組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

⑤　出資組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。

一　組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二　組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設して

三　組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

⑥　第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　手形の割引

二　為替取引

三　債務の保証又は手形の引受

三の二　有価証券（第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為に限る。）

四　有価証券の貸付け

五　国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六　金銭債権（譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六の二　特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六の三　短期社債等の取得又は譲渡

七　有価証券の私募の取扱い

八　農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。）を除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

八の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

九　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十の二　振替業

十一　両替

十二　店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十二の二　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの

十三　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号

及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十四　金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号の二に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十五　有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するものを除く。）

十六　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七　前各号の事業に附帯する事業

⑦　第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

三　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

四　地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

五　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

六　算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

七　第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

⑧　第一項第十号の事業を行う組合は、主務省令で定めるもの

一　削除

二　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期社債

四　保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

七　その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ロ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ　利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

⑨　第六項第三号の二、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

⑩　第六項第三号の二、同項第十二号及び第十六号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」、同項第十六号の二の「デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第六項に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為、同法第二条第二十二項に規定するデリバティブ取引をいう。

⑪　第六項第五号の「同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為又は同法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第八項に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。

⑫　第六項第六号の「政府が元本の償還及び利息の支払に保証している社債その他の債券をいう。」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第六項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、特定社債又は特定短期社債をいう。

⑬　第六項第七号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑭　第六項第七号の「有価証券の私募」とは、「有価証券の私募の取扱い」とは、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

⑮　第六項第七号の二の「有価証券の私募の取扱い」とは、信託業法第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

⑯　組合は、第十七号の二から第六号まで、第七項の二の「有価証券の私募の取扱い」とは、政令で定める法令の適用について、第二項第一号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項以外の者に株式等の振替に関する法律（平成十六年法律第百五十四号）第十四条第二項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）

⑰　組合は、政令で定めるところにより、会社又は銀行のみなす。この場合において、第六項第三号及び第四項各号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）

を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項及び第八項の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員

⑱ の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業について、組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等から見て、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第二号及び第六項第一号の規定による施設を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該施設を利用させることの合計額に百分の二十以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えないよう範囲内において、政令で定める割合を超えてはならない。

⑲ 組合員以外の者に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等から見て、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等から見て、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第二号及び第六項第一号の規定による施設を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該施設を利用させることの合計額に百分の二十以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えないよう範囲内において、政令で定める割合を超えてはならない。

⑳ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のために行う事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けを行うことができる。

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人に対する資金の貸付け

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金の貸付け

三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

㉑ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売を促進するために組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

㉒ 第一項第二号の事業に関する第十七項ただし書及び第十八項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合においては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者（第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付けるこれらの事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者を含む。）は、これを組合員とみなす。

㉓ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同項第四号の事業のうち次に掲げるものを並びにこれらの事業又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができない。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 約契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

㉔ 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業及び第八項の事業のほか他の事業を行うことができない。

第十一条の六　第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れ（特定貯金等の受入れを除く。）に関し、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

② 前条及び前項並びに他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第九十二条の五　金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第

二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第四条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の六　主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下このニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（信用事業等に係るものにあっては第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項、共済事業等に係るものにあっては第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（信用事業等に係るものについては第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を、共済事業等に係るものについては第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について、信用事業等に係るものにあっては異議（合理的な理由が付されたものに限る。以下この号において同じ。）を述べた第十条第一項第三号の事業を行う組合の数の同号の事業を行う組合の総数に占める割合が、共済事業等に係るものにあっては異議を述べた同項第十号の事業を行う組合の数の同号の事業を行う組合の総数に占める割合が、政令で定める割合以下の割合となったこと。

②　前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、信用事業等に係る業務規程にあっては主務省令で定めるところにより、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し、共済事業等に係る業務規程にあっては農林水産省令で定めるところにより、同項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

③　主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続（信用事業等又は共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第五項第一号において同じ。）の業務に係る部分に限り、第一項第七号に掲げる要件にあっては、信用事業等に係る業務規程については第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに、共済事業等に係る業務規程については第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

④　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

⑤　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　紛争解決等業務　苦情処理手続（信用事業等又は共済事業等に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務

二　信用事業等　第十条第一項第三号の事業を行う組合が行う信用事業及び他の法律により行う事業のうち信用事業に関連する事業として主務省令で定めるもの並びに当該組合のために特定信用事業代理業を行う者が行う特定信用事業代理業

三　共済事業等　第十条第一項第十号の事業を行う組合が行う共済事業（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する責任共済に係る共済金等（同法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する同法第十六条の二に規定する共済金等をいう。）の支払及び支払に係る手続に関する業務に係るものを除く。）及び他の法律により行う事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

⑥　主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

第九十二条の八　銀行法第七章の五（第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、指定信用事業等紛争解決機関（指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう。第九十八条第二項及び第百三条第二号において同じ。）について準用する。

②　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十五第二項を除く。）中「加入銀行」とあるのは「加入組合」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十七第二項第四号を除く。）中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）及び次に掲げる事項」と、同項第二号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法

第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。第五十二条の八十三第三項において同じ。）又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（信用事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「銀行から」とあるのは「同法第十条第一項第三号の事業を行う組合から」と、「当該銀行」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「銀行業務」とあるのは「信用事業等」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う組合」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定共済事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の九　保険業法第四編（第三百八条の二及び第三百八条の七第一項を除く。）並びに第三百十一条第一項（第三百八条の二十一に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、指定共済事業等紛争解決機関（指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が共済事業等であるものをいう。第百三条第二号において同じ。）について準用する。

②　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定（保険業法第三百八条の五第二項を除く。）中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定（同法第三百八条の七第二項第四号を除く。）中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別（農業協同組合法第九十二条の六第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（農業協同組合法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者」とあるのは「加入組合（農業協同組合法第九十二条の七第四号に規定する加入組合」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等」とあるのは「利用者（利用者以外の同法第十一条の二十第一項に規定する共済契約者等」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関（農業協同組合法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。）又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情（共済事業等（農業協同組合法第九十二条の六第五項第二号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「同法第十条第一項第十号の事業を行う組合から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号から第七

号までに掲げる要件（」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第九十二条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は農業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二第一項」とあるのは「、農業協同組合法第九十二条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、「第三百八条の二第一項の」とあるのは「同法第九十二条の六第一項の」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項第五号」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十七条　組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二　第十条第一項第三十号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三　第十条第一項第三十号又は第十号の事業を行う農業協同組合が子会社対象会社（第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第五号において同じ。）を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。第六号において同じ。）。

四　第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。第七号において同じ。）。

五　第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

六　第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

七　第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

八　第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

九　第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十　第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十一　第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十二　その他農林水産省令（信用事業、倉荷証券又は第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第九十八条　この法律中「行政庁」とあるのは、第六十八条（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び農事組合法人並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合及び農事組合法人については、都道府県知事（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第九十四条第三項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

②　この法律（第八項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の二第一項第一号及び第二号に掲げる基準並びに第十一条の八第一項第三号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者及び指定信用事業等紛争解決機関にあつては、農林水産大臣とする。ただし、第十条第一項第三号の事業を行う組合に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第九十四条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

③　前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）並びに第九十二条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

④　内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

⑤　農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

⑥　第九十四条の二第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

⑦内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

⑧第十一条の十三第一項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第八条第一項及び第二項、第十二条第二項、第二十二条並びに第二十七条第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

⑨第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

⑩農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

⑪国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

⑫この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一　第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第十二条に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（倉荷証券に関するものに限る。）　農林水産省令・国土交通省令

二　第八十二条第二項第十号、第八十六条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号、第七十三条の五第三項、第七十三条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条第二項第八号並びに第九十二条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。）　農林水産省令・厚生労働省令

三　第九十四条の二第三項に規定する主務省令及び第九十七条第十二号に規定する主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）　農林水産省令・内閣府令・財務省令

⑬内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

⑭この法律による農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

⑮この法律による農林水産大臣の権限及び第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第九十九条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十一条の三の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二　第十一条の五、第十一条の二十七又は第九十二条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

三　第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

四　不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

五　準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第九十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条の五　第五十四条の二第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第九十九条の六　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　若しくは第五十四条の三第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十四条の三第四項若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として農林水産省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的記録に記録した者

二　準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
五　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百条　第十一条の六十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
三　第十一条の五若しくは第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第百条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
二　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二、第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
四　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
五　第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
六　第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項若しくは第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第百条の六　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第九十九条の二第二号又は第九十九条の三　三億円以下の罰金刑
二　第九十九条の四（第二号を除く。）、第九十九条の六（第三号を除く。）又は第九十九条の八第一号　二億円以下の罰金刑
三　第九十九条の五　五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者にあつては、二億円以下の罰金刑）
四　第九十九条の七　五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）
五　第九十九条の九第一号　一億円以下の罰金刑
六　第九十九条の二（第二号を除く。）、第九十九条の四第二号、第九十九条の六第三号、第九十九条の八第二号、第九十九条の九（第一号を除く。）又は第百条の二から前条まで　各本条の罰金刑

②　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条　次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役

、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　法律の規定に基づいて組合又は農事組合法人が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　第九条第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

三　第十一条第一項又は第十一条の十一の規定に違反したとき。

四　第十一条第四項、第十一条の十七第四項、第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項、第十一条の五十一第四項、第四十四条第四項、第六十四条第四項、第五項若しくは第八項、第六十四条の三第十三項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十二第四項、第七十二条の三十四第二項、第七十二条の四十五第三項、第九十二条の三第三項若しくは第九十七条又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第十一条の十二の規定による行政庁の認可を受けないで第十条第六項第八号の二の事業を行つたとき。

六　第十一条の十七第一項、第十一条の三十二から第十一条の三十四まで又は第十一条の三十六から第十一条の三十八までの規定に違反したとき。

七　第十一条の三十九第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

八　第十一条の四十一、第十一条の五十三又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

九　第十一条の四十二第一項の規定に違反したとき。

十　第十一条の四十八第一項の規定に違反したとき。

十一　第十一条の五十一第一項の規定に違反したとき。

十二　第十一条の五十六第二項、第十一条の六十二第一項、第十一条の六十三第二項又は第四十八条の二第一項（第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項、第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十三　第十一条の五十六第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

十四　第十一条の五十七第一項の規定、第二十六条第八項若しくは第五十八条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項[illegible]

十五　[illegible]正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六　[illegible]

十七　[illegible]の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十八　[illegible]

十九　[illegible]

二十　第十一条の六十五第一項[illegible]第十一条の六十七第二項[illegible]

二十一　第十一条の六十六第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二十二　第十一条の六十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十三　第十一条の六十六第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定に該当する子会社としたとき。

二十四　第十一条の六十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十五　第十一条の六十八第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条の六十八第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十六　第十九条の規定に違反したとき。

二十七　第二十一条第二項後段（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第八項、第三十八条第六項又は第四十三条第四項の規定に違反したとき。

二十八　第三十条第三項の規定に違反したとき。

二十九　第三十条第十四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三十　第三十条第十五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

三十一　第三十条の五第一項、第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第七十二条の十七第五項の規定に違反したとき。

三十二　第三十五条の五第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定又は第三十五条の五第五項若しくは第七十二条の三において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十三　第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

三十四　第三十五条の六第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

三十五　第三十六条第一項、第五十条の六第一項、第七十二条第一項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十二条の二第一項の規定又は第七十三条第四項において準用する会社法第五百七条第一項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十六　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

三十七　第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八　第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十九　第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十　第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第三十八条第五項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）、第四十三条の四第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一　第四十条の三第五項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十二　第四十九条第二項、第四十六条の二（第五十八条第七項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）、第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条の三第五項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十三　第五十条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十四　第五十条の三第二項又は第六十五条の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十五　第五十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第五十二条又は第七十二条の三十一の規定に違反したとき。

四十六　第五十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十七　第七十二条の三において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条の四十二第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十八　第七十二条の三において準用する会社法第五百二条の規定又は第七十三条第四項において準用する同法第五百二条本文の規定に違反して組合又は農事組合法人の財産を分配したとき。

四十九　清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十二条の四十第一項の期間を不当に定めたとき。

五十　第七十二条の三において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二条の四十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

五十一　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十二　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十三　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

五十四　第九十七条の三第一項の規定により付した条件（第十一条の十二、第十一条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の六十八第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五十五　第九十七条の四第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

②　共済調査人が、第十一条の五十八第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

③　会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の五第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十七条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第百三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第三条第二項又は第七十二条の五第二項の規定に違反した者

二　第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

附　則

第三条の二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合法第十一条の五及び第十一条の二十七、水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第百八十三号）第六条の五の二、信用金庫法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十号）第十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

○　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条　漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　水産資源の管理及び水産動植物の増殖

二　水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
三　組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
四　組合員の貯金又は定期積金の受入れ
五　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
六　組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
七　組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
八　漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
九　船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
十　組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
十一　組合員の共済に関する事業
十二　組合員の福利厚生に関する事業
十三　組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
十四　組合員の経済的地位の改善のための協約の締結
十五　漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
十六　前各号の事業に附帯する事業

2　組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十一号の事業を行うことができない。

3　第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　手形の割引
二　為替取引
三　債務の保証又は手形の引受け
三の二　有価証券の売買等（有価証券の売買（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下この号及び第十一号において「有価証券関連デリバティブ取引」という。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引であつて、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為に限る。以下同じ。）
四　有価証券の貸付け
五　国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
六　有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い
七　農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介
七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
八　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
九　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
九の二　振替業（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）
十　両替
十一　デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引を除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
十二　前各号の事業に附帯する事業

4　第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
一　金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）　同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）
二　金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　金融商品取引業者（同法第二条第九項に

規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一条の十三第二項、第十五条の九の三第二項及び第八十七条の三第一項第二号を除き、以下同じ。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

5　三　金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券

第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業

二　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

三　金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

6　組合は、前項第二号の事業を行う場合には、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

7　第一項第十一号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

8　組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第四項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員及び他の組合の組合員が利用する事業の分量の総額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。

9　次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一　第一項第三号の事業　組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

二　第一項第四号の事業　組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三　第一項第十一号及び第十二号の事業　組合員と世帯を同じくする者

10　組合は、第八項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一　地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二　営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四　銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第八十七条　漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　水産資源の管理及び水産動植物の増殖

二　水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

三　連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四　所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五　所属員の事業に必要な物資の供給

六　所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

七　所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売

八　漁場の利用に関する事業（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

九　船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備の設置

十　会員の監査及び指導

十一　所属員の遭難防止又は遭難救済に関する事業

十二　所属員の福利厚生に関する事業

十三　連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供

十四　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十五　漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
十六　前各号の事業に附帯する事業

2　会員に出資をさせない連合会は、前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号の事業を行うことができない。

3　第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第五項若しくは第六項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

一　機械類その他の物件を使用させる契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる事業

イ　使用期間（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　前号に掲げる事業の代理又は媒介

4　第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　手形の割引
二　為替取引
三　債務の保証又は手形の引受
三の二　有価証券の売買等
四　有価証券の貸付け
五　国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
六　有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い
七　農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
八　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
九　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
九の二　振替業
十　両替
十一　デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
十二　前各号の事業に附帯する事業

5　第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行うことができる。

一　金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）　同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

二　金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

6　第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
二　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
三　金融商品取引法第二条第八項に規定する投資助言業務に係る事業

7　連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

8　第一項第十号に規定する会員の監査の事業を行う連合会であつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第四号の事業を行う連合会を会員とするもの（次条において「全国連合会」という。）は、同項第十号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の二第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第

三項において準用する場合を含む。）に規定する特定組合の監査の事業を行うものとする。

9　連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第四項第三号及び第四号の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第四項第二号から第十号まで及び第十二号、第五項並びに前項の事業並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員及び他の連合会の所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員及び他の連合会の所属員の利用する事業の分量の総額を超えてはならない。

10　次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

一　第一項第三号の事業　所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人

二　第一項第四号の事業　所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三　第一項第十二号の事業　所属員と世帯を同じくする者

11　連合会は、第九項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一　地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二　営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三　漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四　銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（事業の種類）

第九十三条　水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

二　組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三　組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

四　組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

五　組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

六　組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査

六の二　組合員の共済に関する事業

七　組合員の福利厚生に関する事業

八　水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供

九　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十　前各号の事業に附帯する事業

2　前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　手形の割引

二　為替取引

三　債務の保証又は手形の引受け

三の二　有価証券の売買等

四　有価証券の貸付け

五　国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六　有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七　農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

八　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二　振替業

十　両替

十一　デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十二　前各号の事業に附帯する事業

3　第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一　金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）　同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為）

二　金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為

4　第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。

一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

三　金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

5　組合が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

6　第一項第六号の二の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

7　組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業（第二項第三号及び第四号の事業にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、同項第二号から第十号まで及び第十二号、第三項並びに前項の事業に係る場合を除き、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

8　次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を組合員とみなす。

一　第一項第一号の事業　組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

二　第一項第二号の事業　組合員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

三　第一項第六号の二及び第七号の事業　組合員と世帯を同じくする者

9　組合は、第七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一　地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二　営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三　漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四　銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第九十七条（事業の種類）　水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け

二　所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三　所属員の事業に必要な物資の供給

四　所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

五　所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

六　所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査

七　会員の監査及び指導

八　所属員の福利厚生に関する事業

九　所属員に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供

十　水産物の製造加工に関する団体協約の締結

十一　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

2　十一　前各号の事業に附帯する事業

前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

イ　機械類その他の物件を使用させる事業

ロ　使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ハ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

3　二　前号に掲げる事業の代理又は媒介

使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

一　手形の割引

二　為替取引

三　債務の保証又は手形の引受け

三の二　有価証券の貸付け

四　有価証券の売買等

五　国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六　有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七　農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

八　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二　振替業

十　両替

十一　デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十二　前各号の事業に附帯する事業

4　第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

一　金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

二　金融商品取引業者のために行う同法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（前号に掲げる有価証券を除く。）　金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券（同号に定める行為に限る。）の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三　金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券（同号に定める行為に限る。）の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

5　一　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業

二　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業

三　金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

6　連合会が前項第二号の事業を行う場合には、第十一条第六項の規定を準用する。

7　第二項各号に掲げる事業にあつては、主務省令で定めるところにより、所属員以外の者にその事業（第三項第三号及び第四号の事業並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業に係る場合を除き、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。）を利用させることができる。ただし、第三項第二号から第十号まで及び第十二号並びに第四項の事業並びに第一項第一号及び第二号の事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一を超えてはならない。

8　一　次の各号に掲げる事業

第一項第一号の事業　営利を目的とし法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるその者

二　第一項第二号の事業　営利を目的としない法人

三　第一項第八号の事業　所属員と世帯を同じくする者

9　連合会は、第七項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一　地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二　営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出しているものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

三　漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け

四　銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（特定信用事業代理業に関する金融商品取引法の準用）

第百二十一条の五　金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）の規定は、特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約の締結の代理又は媒介の事業」と、「金融商品取引行為」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、貯金者及び定期積金の積金者（以下この項において「貯金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定貯金等契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の所属組合（同項に規定する所属組合をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定貯金等契約（水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い組合（同法第二条に規定する組合をいう。）に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定貯金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定貯金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第百二十一条の六　主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項若しくは第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下このニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号又は第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（信用事業等に係るものについては第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を、共済事業等に係るものについては第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（信用事業等に係るものについては第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を、共済事業等に係るものについては第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について、信用事業等に係るものにあつては異議（合理的な理由が付されたものに限る。以下この号において同じ。）を述べた第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の数の当該事業を行う組合の総数に占める割合が、共済事業等に係るものにあつては異議を述べた第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の数の当該事業を行う組合の総数に占める割合が、政令で定める割合以下の割合となつたこと。

２　前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、信用事業等に係る業務規程にあつては主務省令で定めるところにより、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合に対し、共済事業等に係る業務規程にあつては農林水産省令で定めるところにより、第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続（信用事業等又は共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第五項第一号において同じ。）の業務に係る部分に限り、第一項第七号に掲げる要件にあつては、信用事業等に係る業務規程については第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに、共済事業等に係る業務規程については第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

４　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

５　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　紛争解決等業務　苦情処理手続（信用事業等又は共済事業等に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務

二　信用事業等　第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合が行う信用事業及び他の法律により行う事業のうち信用事業に関連する事業として主務省令で定めるもの並びに当該組合のために特定信用事業代理業を行う者が行う特定信用事業代理業

三　共済事業等　第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合が行う共済事業及び他の法律により行う

6　主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの並びに当該組合のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介事業のうち共済事業に関連する事業として農林水産省令で定めるもの

（指定信用事業等紛争解決機関に関する銀行法の準用）

第百二十一条の八　銀行法第七章の五（第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、指定信用事業等紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等であるものをいう。第百二十七条第二項及び第百三十一条第二号に前項の場合において同じ。）について準用する。

2　行政令で定める。

（指定共済事業等紛争解決機関に関する保険業法の準用）

第百二十一条の九　保険業法第四編（第三百八条の二及び第三百八条の七第一項を除く。）並びに第三百十一条第一項（第三百八条の二十一に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、指定共済事業等紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が共済事業等であるものをいう。第百三十一条第二号に前項の場合において同じ。）について準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、同項に規定する規定（保険業法第三百八条の五第二項を除く。）中「加入保険業関係業者」とあるのは「加入組合」と、「顧客」とあるのは「利用者」と、前項に規定する規定

（同法第三百八条の七第二項第四号を除く。）中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争」と、前項に規定する規定（同条第二項第一号を除く。）中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情」と、同法第三百八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別（水産業協同組合法第百二十一条の六第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」と、同項第三号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（水産業協同組合法第百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第二項」と、同法第三百八条の五第一項中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、同条第二項中「加入保険業関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である保険業関係業者」とあるのは「加入組合（水産業協同組合法第百二十一条の七第四号に規定する加入組合」と、「顧客（顧客以外の保険契約者等」とあるのは「利用者（利用者以外の同法第十五条の五第四号に規定する共済契約者等」と、「手続実施基本契約その他の」とあるのは「手続実施基本契約（同法第百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）その他の」と、同法第三百八条の六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関（水産業協同組合法第百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。第三百八条の二十三第三項において同じ。）又は同法以外の法律」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（同法第百二十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続をいう。以下同じ。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続をいう。以下同じ。）」と、同法第三百八条の七第二項中「前項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第一号」と、同項第一号中「保険業務等関連苦情」とあるのは「共済事業等関連苦情（共済事業等（水産業協同組合法第百二十一条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に関する苦情をいう。以下同じ。）」と、同項第四号中「保険業務等関連紛争」とあるのは「共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第二号」と、「保険業関係業者から」とあるのは「組合（同法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会をいう。以下この項及び第三百八条の十九第一号において同じ。）から」と、「当該保険業関係業者」とあるのは「当該組合」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の七第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第三百八条の十三第三項第二号中「保険業務等」とあるのは「共済事業等」と、同法第三百八条の十四第二項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同法第三百八条の十九第一号中「保険業関係業者」とあるのは「組合」と、同法第三百八条の二十二第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「又は同法第百二十一条の六第一項第五号」と、同法第三百八条の二十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは指定信用事業等紛争解決機関又は水産業協同組合法以外の法律」と、同法第三百八条の二十四第一項中「、第三百八条の二第一項」とあるのは「、水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同項第一号中「第三百八条の二第一項第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第二号」と、同項第二号中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と、同条第二項第一号中「第三百八条の二第一項第五号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第五号」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは「同法第百二十一条の六第一項の」と、同条第三項及び第四項中「第三百八条の二第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監督行政庁等）

第百二十七条　この法律中「行政庁」とあるのは、第七十二条（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条の二第一項（第百条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合（漁業生産組合を除く。）並びに都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の信用事業又は共済事業に関する第百二十三条第三項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要があると認める場合には、主務大臣及び都道府県知事）とする。

2　この法律（第八項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合、特定信用事業代理業者及び指定信用事業等紛争解決機関にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣（第十一条の六第一項第一号及び第二号（これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準並びに第十一条の十一第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣）とする。

3　第百二十二条及び第百二十三条に規定する行政庁の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）並びに第百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項並びに第百二十一条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十

一　第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

第百二十三条の二第一項及び第二項に規定する行政庁の権限は、組合若しくは組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項ただし書の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

６　内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

７　第十二条第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において読み替えて準用する倉庫業法第八条第二項、第十二条第二項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

８　第十二条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣及び国土交通大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

９　国土交通大臣は、前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

10　農林水産大臣は、第九項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

11　この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）における主務省令並びに第百二十六条の二第十二号及び前条の主務省令（倉荷証券に関するものに限る。）は、農林水産省令・国土交通省令とし、第百二十三条の二第三項及び第百二十六条の二第十二号の主務省令（同号の主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものに限る。）は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。

12　この法律による農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

13　内閣総理大臣は、この法律による農林水産大臣の権限及び前項の規定により金融庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

14　この法律による農林水産大臣の権限及び第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

15

第百二十八条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十一条の七（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二　第十一条の九（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二十一条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第十五条の七（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の八第三十九条第一項の規定に違反した者

三　第百二十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

四　不正の手段により第百二十一条の二第一項の許可を受けた者

五　準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第百二十八条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百二十八条の五　第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者に係る書類にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

第百二十八条の六　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは準用銀行法第五十二条の五十二第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項において準用する場合を含む。）若しくは準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

三　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十九条の六　第十七条の十（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十九条の七　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三　第十一条の九（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第百二十九条の八　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第百二十一条第五項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

二　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の八十三第二項若しくは第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十八第一項、第三百八条の十九若しくは第三百八条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

四　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五　準用銀行法第五十二条の六十八第一項若しくは第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　準用銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項若しくは第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第百二十九条の九　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第百二十八条の二第二号又は第百二十八条の三　三億円以下の罰金刑（第百二十八条の四（第二号を除く。）、第百二十八条の六（第三号を除く。）又は第百二十九条の二第一号　二億円以下の罰金刑

二　第百二十八条の五　五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の

二、第九十七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合又は特定信用事業代理業者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四　第百二十九条　五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号若しくは第百条の二第一項第一号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五　第百二十九条の三第一号　一億円以下の罰金刑

六　第百二十八条の二（第二号を除く。）、第百二十八条の四第二号、第百二十八条の六第三号、第百二十九条の二第二号、第百二十九条の三（第一号を除く。）又は第百二十九条の七から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百三十条　次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二　第十一条第八項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第七項ただし書又は第百条の二第三項ただし書の規定に違反したとき。

三　第十一条の四第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十一条の十四（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四　第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十六条第四項、第九十六条第二項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十一条の三第三項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定又は第百二十六条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第十一条の五（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二又は第九十七条第三項第七号の二の事業を行つたとき。

六　第十五条の二第一項若しくは第十五条の十四（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の十五若しくは第十五条の十六（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七　第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は第十五条の十七第一項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

八　第十五条の十九若しくは第十七条の三（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）又は第百二十三条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

九　第十七条の六第二項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十三第二項（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十　第十七条の七第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

十一　第十七条の七第一項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第七項、第八十六条第一項、第八十八条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の六第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の七第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十二第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第四十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第五十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第六十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第七十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第八十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第九十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百二十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百三十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百四十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百五十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百六十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百七十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百八十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第百九十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百二十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百三十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百四十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百五十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百六十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百七十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百八十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二百九十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十四項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十五項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十六項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十七項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十八項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百十九項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百二十項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百二十一項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百二十二項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三百二十三項（第九十六条第一項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第三

第九十三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十四　第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

二十五　第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十八　第十七条の十五第一項若しくは第二項ただし書（第八十七条の四第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条の四第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第百条の四第一項の規定に違反したとき。

十九　第十七条の十五第三項又は第五項（これらの規定を第八十七条の四第二項、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二十　第二十四条第二項（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十一　第二十五条（第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十二　第二十七条第二項後段（第八十六条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十三　第三十四条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十四　第三十四条第十一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第三十四条第十一項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

二十五　第三十四条第十二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十三　若しくは電磁的記録に記載し、若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記録をされた事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくは不正の公告をしたとき。

十四　第七十七条の十二第一項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項において準用する会社法第四百九十九条の十三第一項（これらの規定を第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十五　第十七条の十二第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十七条の十四第一項に規定する子会社を子会社とした対象会社以外の会社を子会社としたとき。

十六　第十七条の十四第三項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十七条の十五第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

十七　第十七条の十四第一項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十七条の十五第一項（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業会社を子会社とした

二十六　第三十四条の五第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十七　第三十八条第八項（第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十八　第三十九条の五第二項（第四十一条の二第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。第三十二号及び第三項において同じ。）、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十九条の五第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。次号及び第三項において同じ。）若しくは第七十七条において準用する会社法第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

二十九　第三十九条の五第五項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

三十　第三十九条の六第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

三十一　第四十条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）又は第七十六条第一項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三十二　第四十一条の二第七項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十三　第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十四　第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十四条の三の規定に違反したとき。

三十五　第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

三十六　第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して第五十四条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをし、第五十四条の四第三項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合の合併をし、又は第九十一条の二第二項において準用する第六十九条第四項において準用する第五十三条若しくは第五十四条第二項の規定に違反して出資組合に係る承継をしたとき。

三十七　第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十八　第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三十九　第五十五条第一項から第六項まで（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条（第

九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の規定に違反したとき。

四十　第五十八条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十一　第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十五条の八第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十二　清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十五条の六第一項の期間を不当に定めたとき。

四十三　第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十五条の六第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

四十四　第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

四十五　第八十七条の三第一項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

四十六　第八十七条の三第四項（第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号及び第五十三号において同じ。）の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の三第四項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第六項（第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第八十七条の三第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十七　第百条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

四十八　第百条の三第六項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第七項において準用する第八十七条の三第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第百条の三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

四十九　第百二十一条第五項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五十　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十一　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十二　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

五十三　第百二十六条の三第一項の規定により付した条件（第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条の三第四項（同条第六項（第百条第一項及び第百条の三第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第百条の三第六項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

五十四　この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

2　共済調査人が、第十七条の八第二項（第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

3　会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項又は第四十一条の二第七項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

4　漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第百三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第三条第二項又は第十三条第二項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七又は第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定信用事業等紛争解決機関又は指定共済事業等紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（協同組合連合会）

第九条の九　協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一　会員の預金又は定期積金の受入れ

二　会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ

三　会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
四　生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同事業
五　所属員の福利厚生に関する事業
六　所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
七　所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業
八　所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
九　前項各号の事業に附帯する事業

2　前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。

3　第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）並びに会員たる火災等共済組合（第九条の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員たる火災等共済組合（第五項において準用する同条第一項の認可を受けて火災共済事業を行うものをいう。以下同じ。）と連帯して行う火災共済事業を除く。）

4　契約に係る共済責任の負担並びにこれらに附帯する事業並びに第八項において準用する第九条の二第六項に規定する事業のほか、他の事業を行うことができない。

5　第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその会員の組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるものの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済又は再共済の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九条の二第二項から第十五項まで（第七項及び第九項（事業協同小組合の二第二項中「第九条の七の二第一項の認可」とあるのは「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者に該当する者に限る。）の総数が第九条の七第二項に規定する資格を有する者に該当する者に限る。）の総数が政令で定める一の業種に属する事業を行う協同組合連合会（第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）の二第七項「と、第九条の七の二第一項中「事業協同組合連合会であつてその会員たる組合の組合員（当該協同組合連合会のその会員たる組合の組合員（第八条第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合に該当するものに限る。）の総数が第九条の九第四項」と読み替えるものとする。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

6　規定する小規模のの事業者又は事業協同小組合に該当するものに限る。）の総数が第九条の九第四項」と読み替えるものとする。この場合において、第二号から第七号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一　前条第二項第一号、第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までの事業
一の二　信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の事業又は
一の三　（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
二　金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
三　金融商品取引法第二十条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（第一号の事業を除く。）
四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務に係る事業
五　信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
六　前条第七項第五号及び第六号の事業
七　閣府令で定めるもの

7　第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、前条第三項から第六項まで及び第八項の規定を準用する。この場合において、第四項中「第一項第一号及び第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第八項中「前項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第六項第五号及び第六号」と読み替えるものとする。

8　第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九条の二第二項、第三項、第六項及び第九項（事業協同組合に係る部分に限る。）、第九条の六の二、第九条の六の三並びに第九条の七の五の規定を準用する。この場合において、第九条の二第九項中「組合員並びに組合員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族」とあるのは「会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの」とあるのは「共済事業（第九条の七の二第一項の認可を受けて同項に規定する火災共済事業を行う事業協同組合にあつては、

当該火災共済事業」とあるのは「第九条の九第一項第五号の規定による共済事業（第九条の七の二第一項に規定する火災共済事業」と読み替えるものとする。

第六十九条の二　（紛争解決等業務を行う者の指定）

一　行政庁は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

イ　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

ロ　第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項の規定若しくは第六十九条の五において準用する銀行法（以下この節及び第六章において「準用銀行法」という。）第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

ニ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三　この法律（信用事業等に係る紛争解決等業務を行う場合にあつては、この法律又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）。次号ニ及びホにおいて同じ。）若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないこと。

四　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　この法律の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国における当該外国の法令の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国における当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ロ　この法律の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ　役員又は職員が紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

ニ　紛争解決等業務の構成が確実に紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ホ　刑法第百八条の七第二項各号に掲げる事項を、信用事業等に係る紛争解決等業務に相当する業務に係るものについては第六十九条の四において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を受けた者をいう。以下この号において同じ。）の内容とするものに限る。）

五　紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

六　紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と特定共済事業等に係る事業協同組合等又は信用協同組合等との間で締結される契約（紛争解決等業務の実施に関する事項その他の手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の内容が、信用事業等に係るものについては第六十九条の四において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を受けた者を信用事業等に係るものについては第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を、特定共済事業等に係るものについては第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号及び第五項各号に掲げる基準に適合すること。

七　紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と特定共済事業等に係る事業協同組合等又は信用協同組合等との間で締結される契約（紛争解決等業務の実施に関する事項その他の手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の内容が、信用事業等に係るものについては第六十九条の四において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を受けた者を信用事業等に係るものについては第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号及び第五項各号に掲げる基準に適合すること。

2　前項の申請をしようとする特定共済事業を協同組合等又は信用協同組合等が行うものであるときは、第一項第五号に掲げる基準に適合すること。

3　紛争解解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

4　政令で定める割合は、特定共済事業協同組合等又は信用協同組合等が政令で定める割合以下の割合であつて、特定共済事業協同組合等又は信用協同組合等の割合が政令で定める割合を超えないこと。

5　第一項第七号に掲げる基準に係る要件のうちこれに該当しないものは、第一項第五号に掲げる基準に係る要件のうちこれに該当しないものは、第一項第五号に掲げる基準に係る要件のうちこれに該当しないものは、第一項第五号に掲げる基準に係る要件のうちこれに該当しないものは、第一項第五号に掲げる基準に係る要件のうちこれに

４　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る特定共済事業等及び信用事業等の種別をいう。以下この節において同じ。）ごとに行うものとする。

５　行政庁は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

６　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　紛争解決等業務　苦情処理手続（特定共済事業等又は信用事業等に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務

二　削除

三　特定共済事業協同組合等　共済事業を行う事業協同組合のうち組合員並びに組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者であつて小規模の事業者であるもの以外の者にその共済事業を利用させているもの、共済事業を行う事業協同小組合のうち組合員及び組合員と生計を一にする親族以外の者にその共済事業を利用させているもの並びに共済事業を行う協同組合連合会のうち会員並びに所属員たる小規模の事業者及び所属員たる小規模の事業者と生計を一にする親族以外の者にその共済事業を利用させているもの

四　信用協同組合等　信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五　削除

六　特定共済事業等　特定共済事業協同組合等が行う共済事業（責任共済に係る共済金等（自動車損害賠償保障法第二十三条の三第一項において読み替えて準用する同法第十六条の二に規定する共済金等をいう。）の支払及び支払に係る手続に関する業務に係るものを除く。）及びこれに附帯する事業、第九条の二第六項（協同組合連合会にあつては第九条の九第五項又は第八項において準用する第九条の二第六項）の事業並びに当該特定共済事業協同組合等のために共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

七　信用事業等　信用協同組合等が第九条の八第一項、第二項及び第七項の規定により行う事業又は第九条の九第一項第一号及び第二号の規定により行う事業並びにこれに附帯する事業並びに同条第六項の規定により行う事業並びに他の法律により行う事業並びに当該信用協同組合等のために信用協同組合代理業（協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項（信用協同組合代理業の許可）に規定する信用協同組合代理業をいう。以下この号において同じ。）を行う者が行う信用協同組合代理業

（銀行法の準用）

第六十九条の五　銀行法第七章の五（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、指定信用事業等紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用事業等（第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等をいう。）であるものをいう。第百十一条第一項第四号ロ、第百十一条の二第二号ロ及び第百十五条の二第二号において同じ。）について準用する。この場合において、これらの規定中「紛争解決等業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」と、「加入銀行」とあるのは「加入信用協同組合等」と、「手続実施基本契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用事業等関連苦情（中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等に関する苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用事業等関連紛争（中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）」と、「銀行業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」と、同法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第二項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「中小企業等協同組合法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等を」と、同法第五十二条の六十六中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の四に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第四号に規定する信用協同組合等」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第六十九条の二第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「又は他の法律」とあるのは「若しくは中小企業等協同組合法第六十九条の

四に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関又は同法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第五号」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

（出資の金額）

第二条　信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。第四条の二第一項第一号及び第八項を除き、以下同じ。）の出資の総額は、政令で定める区分に応じ、政令で定める額以上でなければならない。

２　前項の政令で定める額は、信用協同組合の出資の総額にあつては一千万円、信用協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回つてはならない。

（内閣総理大臣の認可）

第三条　信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業（次項において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするとき。

二　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。

三　中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき（内閣府令で定める場合に該当するときを除く。）。

四　業務の種類又は方法を変更しようとするとき（内閣府令で定める場合に該当するときを除く。）。

２　前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。

（銀行法の準用）

第六条　銀行法第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）から第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項まで）の規定にあつては、同条第一項及び前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第三十七条第一項、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等）、譲渡の公告等）、第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第五十六条第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十七条の七（財務大臣への任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の三第三項（清算人の資料提出等）の規定は、清算手続に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては信用協同組合代理業者（第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）に係るものにあつては信用協同組合代理業者に係るものにあつては所属信用協同組合代理業者をいう。）について、銀行代理業者（第二十九条を除く。）（監督）、第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項まで）の規定にあつては、同条第一項及び前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第三十七条第一項、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等）、譲渡の公告等）、第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第五十六条第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十七条の七（財務大臣への任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の三第三項（清算人の資料提出等）の規定は、清算手続に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては信用協同組合代理業者（第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者に係るものにあつてはそれぞれ準用する。

２　前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の二及び第十三条の三中「第十三条の四」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消す」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消された」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用協同組合等による銀行業の代理業者に係る銀行代理業の内閣総理大臣の告示）

第六条の五　銀行法第十七条の四第一項（許可）、第五十六条第五十二条の四十五の二第二項及び第二十条の三第一項及び第二十条の三の準用）並びに銀行代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては所属信用協同組合に限る。）

2　代理業者（前項の場合において、銀行代理業者が、お客様のために、次に掲げる事項を説明しないで、銀行代理業（銀行代理業の代理業契約を締結して、銀行代理業を営むことをいう。）を営んでいるものと誤解させるような行為をしてはならない。

一　銀行代理業者（銀行代理業を営む者をいう。）が、銀行代理業（銀行代理業を営むことをいう。）を営んでいる旨

二　銀行代理業者が、銀行代理業（銀行代理業を営むことをいう。）を営んでいる銀行（銀行代理業（銀行代理業を営むことをいう。）を営ませる銀行をいう。）の名称

第六条の五の二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の三十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の四十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の五十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の六十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の七十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の八十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の九十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百二十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百三十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百四十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百五十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百六十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百七十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百八十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の百九十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百二十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百三十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百四十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十一　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十二　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十三　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十四　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十五　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十六　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十七　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十八　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百五十九　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

第六条の五の二百六十　銀行法第十七条の四第一項（銀行代理業者に係る部分に限る。）の準用）

約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（届出事項）

第七条の二　信用協同組合等は、この法律の規定（銀行法の規定を含む。次条から第八条までにおいて同じ。）による認可を受けた事項を実行したときその他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（罰則）

第八条の二　第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者

二　不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者

三　銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者

四　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二　銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、若しくはこれらの規定に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二　銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし

三　銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四　銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による命令に違反した者
五　銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第十条の二の三　前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2　金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第十条の二の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第十条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第十一条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第八条の二又は第九条の二　三億円以下の罰金刑
二　第十条第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十条の二　一億円以下の罰金刑
三　第十条の二の二　二億円以下の罰金刑
四　第九条、第十条第四号、第五号若しくは第七号又は前二条　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　第三条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に規定する行為をしたとき。

二　第四条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四条の六第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

二の二　第四条の二第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二の三　第四条の三第一項若しくは第二項ただし書（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四条の六第一項の規定に違反したとき。

二の四　第四条の四第三項又は第五項（これらの規定を第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二の五　第四条の四第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

三　第五条の二第一項の規定に違反したとき。

四　第五条の三の規定に違反して同条に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五　第五条の七第九項から第十一項まで（第五条の八第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの若しくは虚偽の記載若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六　第五条の八第十項の規定又は第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

六の二　第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

六の三　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

七　第五条の九第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

八　第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの若しくは閲覧又は謄写を拒んだとき。

九　この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十　第五条の十一第二項又は第三項の規定に違反して、会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一　第五条の十二の規定に違反したとき。

十二　第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三　第七条の二の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十四　第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第二号若しくは第四号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十五　銀行法第十八条の規定に違反して当該準備金を積み立てなかつたとき。

十六　銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十七　銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十八　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

2　会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第五条の六において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第五条の九第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

（第三者の財産の没収手続等）

第十三条　第十条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第十五条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすること

とができない。

２　第十条の二の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

３　金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

４　第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第十四条　金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第十条の二の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第十条の二の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規定は、権利の移転について登記又は登録を要する財産を第十条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第十五条　第十条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

○　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）　（抄）

（人格）

第二条　信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（特定金庫の監査）

第三十八条の二　信用金庫（政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

２　前項に規定する信用金庫以外の信用金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

３　特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く信用金庫をいう。以下この条及び第六十一条第三号において同じ。）には、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

４　特定金庫における前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

５　特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

６　監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

７　特定金庫は、第四項の規定により理事会の承認を受けなければならない。

８　特定金庫の理事は、提出され、又は提供された計算書類及び業務報告を通常総会の承認を受けなければならない。

９　特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

10　産業廃棄物処理業者（以下「剰余金処分案又は損失処理案」という。）を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合において、第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11　特定金庫については、前条第九項から第八項までの規定は、適用しない。

12　特定金庫については、会計監査人の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。

13　特定金庫については、第三百四十三条第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役会の権限等）の規

定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等の第三者に対する責任）

第三十九条の二　役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

２　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一　理事　次に掲げる行為

イ　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ　虚偽の登記

ハ　虚偽の公告（第八十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第八十九条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

二　監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三　会計監査人　会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

第五十二条　金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

２　前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　出資一口の金額を減少する旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

３　前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

４　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

５　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信用金庫連合会の事業）

第五十四条　信用金庫連合会は、次に掲げる業務を行うことができる。

一　会員の預金の受入れ

二　会員に対する資金の貸付け

三　為替取引

２　信用金庫連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行うことができる。

一　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（次号において「国等」という。）の預金の受入れ

二　会員以外の者（国等を除く。）の預金の受入れ

三　信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

４　信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一　有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

二　有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

三　有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令で定めるものに限る。）

四　国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）

五　金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五の二　特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三　短期社債等の取得又は譲渡

六　有価証券の私募の取扱い
七　金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（前条第三項第七号の二に掲げる業務及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
七の二　外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
八　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
九　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
九の二　両替
十　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十一　デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十二　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十三　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十四　金融等デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十五　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
十六　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
十七　機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののために使用するものに限る。）
イ　使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
十八　前号に掲げる業務の代理又は媒介

5　信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
一　金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
二　金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）
三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
四　信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
五　地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
六　担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務
七　算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）

6　前条第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第八項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第六項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第五項第四号から第六号まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（発行の届出）
第五十四条の五　全国連合会は、全国連合会債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

（売出しの公告）

第五十四条の十三　全国連合会は、売出しの方法により全国連合会債を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

（事業の譲渡又は譲受け）

第五十八条　金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

２　金庫は、総会の決議を経て、銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

３　前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約の相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

４　前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

５　金庫が事業の全部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条第二項の規定は、適用しない。

６　第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

７　第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

８　金庫は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

９　第二項の規定により金庫が銀行から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十一条の二　吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　第三項の総会の日の二週間前の日

二　第五項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

２　吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

３　吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

４　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅金庫の会員は、吸収合併消滅金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

５　吸収合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日（変更後の効力発生日）を変更することができる。

７　前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日を公告しなければならない。

８　第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条、第六十一条の六及び第七十条の規定を適用する。

（吸収合併存続金庫の手続）

第六十一条の三　吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前の日

二　第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三　第七項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4　吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5　前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

7　吸収合併存続金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

9　吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

10　吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併消滅金庫の手続）

第六十一条の四　新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　第三項の総会の日の二週間前の日

二　第五項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請

求

3　新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

5　新設合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（許可）

第八十五条の二　信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2　前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　信用金庫代理業者（第一項の許可を受けて信用金庫代理業（前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用金庫（信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十五条の三　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第八十五条の四　内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。）を行う者として、指定することができる。

一　第八十九条第七項を除き、以下同じ。）法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

ロ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。）と金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の内容（第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

第五項、次条及び第九十四条において同じ。）

2　前項に規定する「金庫業務関連苦情」とは、金庫業務（金庫が第五十三条第一項から第三項までに及び第六項又は第五十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により行う業務並びに当該金庫のために信用金庫代理業を行う者が行う信用金庫代理業をいう。以下この項及び第八十九条第七項において「業務」という。）に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務関連紛争」とは、金庫に対し、業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。

3　第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第八十五条の五　指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一　手続実施基本契約の内容に関する事項

二　手続実施基本契約の締結に関する事項

三　紛争解決等業務の実施に関する事項

四　紛争解決等業務に要する費用について加入金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五　当事者である加入金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六　他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七　紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（実施規定）

第八十六条　この法律の規定（第八十九条第一項、第三項、第五項及び第七項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第八十七条の四まで及び第八十八条において同じ。）による免許、許可、認可又は指定に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（届出事項）

第八十七条　金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　事業を開始したとき。

二　信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社（同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三　その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十八条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四　信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会

の第五十四条の二十三第六項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき。

五　この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六　その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2　信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（銀行法の準用）

第八十九条　銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）から第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあっては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七条の七（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあっては金庫について、所属銀行に係るものにあっては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあっては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで（所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等）、第五十二条の四十（標識の掲示）、第五十二条の四十一（名義貸しの禁止）、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで（分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業に係る禁止行為）、第五十二条の四十九（銀行代理業に関する帳簿書類）及び第五十二条の五十第一項（銀行代理業に関する報告書）の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあっては外国銀行代理金庫（第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下同じ。）について、所属銀行に係るものにあっては所属外国銀行について、銀行代理業者に係るものにあっては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4　前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあっては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあっては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあっては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

6　前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「金庫（同法第二条に規定する金庫をいう。）が」と、「営む場合においては、第一項」とあるのは「行う場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　銀行法第七章の五（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあっては紛争解決等業務（第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあっては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）に

ついて、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について、それぞれ準用する。

8　前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第二条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の五第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「信用金庫法第二条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十五条の四第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、第五十二条の六十二第一項」とあるのは「、信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第八十五条の四第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の四　第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二　不正の手段により第四条の免許を受けた者

三　第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用金庫代理業を行つた者

四　不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五　第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（以下第九十四条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に外国銀行代理業務又は信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項[illegible]説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法[illegible]六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定[illegible]定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をと

二　つた者
銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
三　銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
四　銀行法第四十五条の規定による命令に違反した者
五　銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四の三　前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2　金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第九十条の四の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第九十条の四の五　銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の六　銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
三　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
四　銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五　銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第九十条の七　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第八十九条の四又は第九十条の二　三億円以下の罰金刑

二　第九十条の二の二（第二号を除く。）、第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四第一号　二億円以下の罰金刑
三　第九十条の四の二　一億円以下の罰金刑
四　第九十条、第九十条の二の二第二号、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号、第九十条の四第二号又は第九十条の四の四から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
二　この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
二の二　第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項又は第三百十二条第四項の規定に違反したとき。
三　第十七条第三項、第三十五条の八第四項又は第四十一条第四項の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
四　第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得したとき。
四の二　第二十三条の二（第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十七条の二（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の六（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七（第六十三条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十八条（第三十八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第五十四条の十六の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
四の三　第二十四条第六項、第四十八条の四（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。
五　第二十四条第七項、第三十七条の二第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
六　第三十一条の規定に違反したとき。
六の二　第三十二条第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
七　第三十二条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続を採らなかつたとき。
八　第三十五条第一項又は第三項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
九　第三十五条の五第三項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
十　第三十八条の二第十項の規定又は第三十八条の三において準用する会社法第三百十八条の二第十項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
十の二　第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。
十の三　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。
十の四　第三十八条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
十の五　第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。
十の六　この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。
十一　第三十九条第五項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。
十二　第四十二条（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
十三　第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八条第三項、第六十条、第六十一条、

第六十一条の二第一項、第三項若しくは第七項、第六十一条の三第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十一条の四第一項若しくは第三項若しくは第五項の規定、第六十一条の五第七項の規定、第六十一条の三第七項若しくは第六十一条の四第五項において準用する第五十二条第二項若しくは銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四　第五十二条第二項（第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五　第五十四条第三項の規定に違反したとき。

十五の二　第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。

十六　第五十四条の二の四第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。

十七　第五十四条の二の四第二項又は第三項の規定に違反したとき。

十八　第五十四条の十四の規定に違反したとき。

十九　第五十四条の二十一第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十四条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十九の二　第五十四条の二十一第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九の三　第五十四条の二十二第一項若しくは第二項ただし書（第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二十五第一項の規定に違反したとき。

十九の四　第五十四条の二十二第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五　第五十四条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第七項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十　第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一　清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二　第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三　第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四　第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二第一項、第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五　第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六　銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十六の二　銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二十七　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

2　会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十三条　第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第九十四条　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

○　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（銀行法の準用）

第十七条　銀行法第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十三条（目的）、第十三条の四（合併）、第十三条の七（金融商品取引法の準用）、第十三条の十（定義等）、第十三条の十一（他業禁止）、第十三条の十二（外国銀行等の認可等）、第十七条の二（廃業及び解散等の届出書の提出）、第十七条の三（許可）、第十七条の六（適用除外）、第十七条の十（失効）、第十七条の十一（認可の取消）、第十七条の十二（銀行持株会社に係る認可等）、第十七条の十六（許可）、第十七条の十八（紛争解決等業務の基準）、第十七条の十九（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第十七条の二十（外国銀行支店）、第十七条の二十二（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二十三（内閣総理大臣の告示）、第十七条の二十四（内閣府令への委任）、第十七条の二十五（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二十六（許可）、第十七条の二十七（認可の取消）、第十七条の二十八（紛争解決等業務を行う者の指定）、第十七条の二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百二十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百二十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百二十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百二十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百二十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の百九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の百九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百二十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百二十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百二十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百二十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百二十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の二百九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の二百九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百二十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百二十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百二十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百二十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百二十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の三百九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の三百九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百二十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百二十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百二十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百二十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百二十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の四百九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の四百九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百二十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百二十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百二十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百二十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百二十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百二十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百三十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百三十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百三十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百三十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百三十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百三十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百四十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百四十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百四十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百四十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百四十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百四十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百五十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百五十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百五十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百五十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百五十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百五十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百六十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百六十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百六十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百六十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百六十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百六十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百七十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百七十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百七十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百七十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百七十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百七十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百八十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百八十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百八十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百八十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百八十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百八十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百九十（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九十一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百九十二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九十三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百九十四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九十五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百九十六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九十七（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の五百九十八（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の五百九十九（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六百（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六百一（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六百二（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六百三（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六百四（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七条の六百五（銀行代理業者に係る認可等）、第十七条の六百六（銀行代理業者に係る届出書の提出）、第十七

二　多額の借財
三　参事その他の重要な使用人の選任及び解任
四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
五　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務並びに当該金庫及びその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備
6　理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会の決議）
第三十九条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。
3　2　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
4　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。
5　理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「各取締役及び各監査役」とあるのは「各理事及び各監事」と、同条第二項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定金庫の監査）
第四十一条の二　労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）及び労働金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。
2　前項に規定する労働金庫以外の労働金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。
3　2　特定金庫（第一項に規定する労働金庫及び労働金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く労働金庫をいう。以下この条及び第六十二条の四第三号において同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。
4　特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。
5　特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。
6　特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
7　前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。
8　特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。
9　特定金庫の理事は、第四項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。
10　第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。
11　特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。
12　特定金庫については、会社法第三百四十三条第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等の第三者に対する責任）
第四十二条の二　役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
2　次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一　理事　次に掲げる行為

イ　計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ロ　虚偽の公告（第九十四条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）
ハ　九十四条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第
二　監事　監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三　会計監査人　会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（総会と総代会の関係）

第五十五条の二　前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七条第二項又は第四十八条（会員による総会の招集）の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項について総代会の決議の日から三十日以内にしなければならない。

２　前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の決議は、その効力を失う。

（債権者の異議）

第五十六条　理事は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつたときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

２　前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

３　金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十七条　金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

２　前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　出資一口の金額を減少する旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

３　前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

４　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

５　債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条の二　金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金庫の事業）

第五十八条　金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

一　会員の預金又は定期積金の受入れ

二　会員に対する資金の貸付け

2　三　会員のためにする手形の割引
一　労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。
為替取引
二　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この章において「国等」という。）の預金の受入れ
三　会員（個人会員を除く。）を構成するもの（以下この項において「間接構成員」という。）の預金又は定期積金の受入れ
四　間接構成員（法人又は団体であるものを除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族（次号において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ
五　会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
六　間接構成員及び日本勤労者住宅協会に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）
七　債務の保証又は手形の割引（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
八　有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
九　有価証券の貸付け（会員のためにするものを除く。）又は当該引受けに係る国債、地方債若しくは政府保証債（以下この章において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）
十　債券等の募集の取扱い
十一　金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
十一の二　特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
十一の三　短期社債等の取得又は譲渡
十二　有価証券の私募の取扱い
十三　金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）
十四　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十五　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十五の二　振替業
十六　両替
十六の二　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
十七　デリバティブ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十八　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）
十九　金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）
二十　有価証券関連デリバティブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）
二十一　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十二　機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
イ　契約の対象とする物件（以下この号及び次条第一項第二十号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

であること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とすること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

3　二十三　労働金庫の前項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

4　労働金庫は、第二項第六号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けをすることができる。

5　第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6　一　第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ　短期社債等　次に掲げるものをいう。

ロ　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

ハ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

ニ　信用金庫法（昭和二十六年法律第百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

ヘ　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

(1)　権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(2)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3)　利息の支払期限を、元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

一の二　有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為　それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為をいう。

二　引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

二の二　政府保証債　政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二の三　特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債　それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三　有価証券の私募の取扱い　有価証券の私募（金融商品取引法第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。）の取扱いをいう。

三の二　振替業　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）に規定する振替業をいう。

三の三　デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

7　四　有価証券関連店頭デリバティブ取引　金融商品取引法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一　金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二　金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）

三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五　算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）

8　内閣府令・厚生労働省令で定めるものであつて、前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

（事業の譲渡又は譲受け）

第六十二条　金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合（信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

２　金庫は、総会の決議を経て、銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

３　金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

４　前項に規定する場合において、金庫の総会員（個人会員を除く。）の六分の一以上の会員（個人会員を除く。）が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをすることができない。

５　金庫が事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条の規定は、適用しない。

６　第一項又は第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

７　第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

８　金庫は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

９　以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

（合併契約）

第六十二条の二　金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

第六十二条の三　金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　吸収合併存続金庫及び吸収合併消滅金庫の名称及び住所

二　吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の金額

三　吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項

四　吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め

五　吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

六　その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

（新設合併）

第六十二条の四　二以上の金庫が新設合併（二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「新設合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金庫（以下「新設合併設立金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新設合併消滅金庫の名称及び住所

二　新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額

三　新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称

四　新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項

五　新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項

六　新設合併設立金庫の定款で定める事項

七　その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

（吸収合併消滅金庫の手続）

第六十二条の五　吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　第三項の総会の日の二週間前の日

二　第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求

3　吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅金庫の会員は、吸収合併消滅金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

5　吸収合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

7　前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日の前日）までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8　第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条、第六十四条及び第七十四条の規定を適用する。

（吸収合併存続金庫の手続）

第六十二条の六　吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前の日

二　第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三　第七項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員（個人会員を除く。以下この項及び第五項並びに第八十七条第二号において同じ。）の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4　吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5　前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員（個人会員を除く。第八十七条第二号において同じ。）が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

7　吸収合併存続金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8　吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として

9　内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

10　吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（新設合併消滅金庫の手続）

第六十二条の七　新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一　第三項の総会の日の二週間前の日

二　第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2　新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3　新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

5　新設合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併の効果）

第六十四条　吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2　吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　新設合併設立金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4　金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第六条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けたものとみなす。

（全国労働金庫協会）

第八十九条の二　その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いる一般社団法人は、全国の金庫の全部を社員とし、かつ、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、社員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものでなければならない。

2　前項に規定する一般社団法人（以下この条において「全国労働金庫協会」という。）の設立の登記の申請書には、全国の金庫の全部を社員とすることについての内閣総理大臣及び厚生労働大臣の証明書を添付しなければならない。

3　全国労働金庫協会以外の者は、その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いてはならない。

（許可）

第八十九条の三　労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2　前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一　預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3　労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十九条の四　前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第八十九条の五　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第五項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第百三条第二号において同じ。）と金庫との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2　前項に規定する「金庫業務関連苦情」とは、金庫業務（金庫が第五十八条第一項、第二項、第四項及び第七項又は同条第一項並びに第五十八条の二第一項及び第三項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために労働金庫代理業を行う者が行う労働金庫代理業をいう。以下この項及び第九十四条第五項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務関連紛争」とは、金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるもの

をいう。

3　第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第八十九条の六　指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一　手続実施基本契約の内容に関する事項

二　手続実施基本契約の締結に関する事項

三　紛争解決等業務の実施に関する事項

四　紛争解決等業務に要する費用について加入金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五　当事者である加入金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六　他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七　紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

（実施規定）

第九十条　この法律の規定（第九十四条第一項、第三項及び第五項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第九十八条までにおいて同じ。）による免許、許可、認可又は指定に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

（届出事項）

第九十一条　金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　事業を開始したとき。

二　労働金庫が第五十八条の三第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三　その子会社が子会社でなくなつたとき（第六十二条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四　労働金庫の第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は労働金庫連合会の第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

五　この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六　その他内閣府令・厚生労働省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令・厚生労働省令）で定める場合に該当するとき。

2　労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

（銀行法の準用）

第九十四条　銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二（第三項を除く。）から第十三条の三の二（第二項を除く。）まで（預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備）、第十四条から第十六条まで（取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、

休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあっては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七条の七第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあっては金庫について、所属銀行に係るものにあっては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあっては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　銀行法第七章の四（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）、第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあっては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあっては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあっては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「労働金庫（政令で定めるものを除く。）又は労働金庫連合会が」と、「を営む場合においては、第一項」とあるのは「（政令で定める労働金庫を所属労働金庫とするものを除く。）を行う場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　銀行法第七章の五（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあっては紛争解決等業務（第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあっては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、銀行業務に係るものにあっては金庫業務について、それぞれ準用する。

6　前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「加入銀行」とあるのは「加入金庫」と、「手続実施基本契約」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連苦情」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、同条第二項中「銀行を」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫を」と、同法第五十二条の六十六中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第二号」と、「銀行」とあるのは「同法第三条に規定する金庫」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の六第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の七十九第一号中「銀行」とあるのは「労働金庫法第三条に規定する金庫」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」とあるのは「労働金庫法第八十

九条の五第一項第五号から第七号までに掲げる要件（」と、「又は第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「又は同法第八十九条の五第一項第五号」と、同法第五十二条の八十三第三項中「他の法律」とあるのは「労働金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項中「、労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項第二号」と、同条第二項第一号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第八十九条の五第一項第三項及び同法第五十六条第十三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への通知）

第九十六条の三　内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十一条第一項（届出事項）の規定による届出（同項第六号に係るもののうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一　第六条（事業免許）の規定による免許

二　第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び第三号に係る部分に限る。）（廃業及び解散の認可）の規定による認可

三　第九十五条第一項（業務の停止等）の規定又は銀行法第二十六条第一項（業務の停止等）の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

四　第九十五条（事業免許の取消し等）の規定による事業の免許の取消し

（権限の行使）

第九十七条　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、銀行法第二十四条第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）、銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは銀行法第二十五条第二項（立入検査）又は銀行法第五十二条の五十三（銀行代理業者による報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項（銀行代理業者に対する立入検査）の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2　第九十二条第三項（申出による検査）、第九十三条第二項（請求による検査）又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項（立入検査）の規定による権限のうち、次に掲げる事項に係るものは、第九十二条第三項、第九十三条第二項又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣のみが行使する。

一　銀行法第十三条第一項及び第二項（同一人に対する信用の供与等）に規定する同一人に対する信用の供与等（第五項において「信用の供与等」という。）の額

二　銀行法第十四条の二第一号及び第二号（経営の健全性の確保）に掲げる基準

3　内閣総理大臣は、前二項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

4　厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

5　銀行法第二十六条第一項（業務の停止等）の規定による権限は、信用の供与等の状況又は金庫若しくは金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

6　内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第百条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二　不正の手段により第六条の免許を受けた者

三　第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行つた者

四　不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者

五　第九十四条第一項、第三項又は第五項において準用する銀行法（以下第百三条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六　銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第百条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二　銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第百条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二の二　銀行法第二十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三　銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四　銀行法第四十五条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による命令に違反した者

五　銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六　銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七　銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第百条の四　前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2　金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「労働金庫法第百条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「混和財産（第二百条の二」とあるのは「次項」と、同条第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項」とあるのは「労働金庫法第百条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第百条の四の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第百条の四の五　銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百条の四の六　銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による

二　届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
四　銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
五　銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百条の七　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第九十九条の二又は第百条の二　三億円以下の罰金刑
二　第百条の二の二（第二号を除く。）、第百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第百条の四第一号　二億円以下の罰金刑
三　第百条の四の二　一億円以下の罰金刑
四　第百条、第百条の二の二第二号、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号、第百条の四第二号又は第百条の四の四から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は労働金庫代理業者（労働金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
二　この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
三　第十七条第二項、第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。
四　第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
四の二　第二十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条（第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第三項において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又は虚偽の記載をしたとき。
五　第二十四条第七項、第十三条の二（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。
六　第二十四条第八項、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又は虚偽の記載をしたとき。
七　第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
八　第三十二条第八項又は第三十五条第一項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。
八の二　第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
九　第四十一条の二第十項の規定又は第四十一条の三の規定に違反したとき。
九の二　第四十一条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
九の三　第四十一条の三において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。
十　第四十一条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
十の二　第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定又は第五十九条の三（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒

んだとき。

十の三　この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十の四　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

十一　第四十二条第五項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十二　第四十六条（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三　第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第三項、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十二条の五第一項、第三項若しくは第七項、第六十二条の六第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の七第一項若しくは第三項若しくは第五項の規定若しくは第六十三条第七項の規定、第六十二条の六第七項若しくは第六十二条の七第五項において準用する第五十七条第二項若しくは第五項は譲受け若しくは合併をしたとき。

十四　第五十七条第二項（第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五　第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十六　第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十七　第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。

十八　第五十八条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の七第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十八の二　第五十八条の三第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十八の三　第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書（第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の七第一項の規定に違反したとき。

十八の四　第五十八条の四第三項又は第五項（これらの規定を第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十八の五　第五十八条の五第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十九　第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

二十　清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一　第六十七条において準用する会社法第九十一条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十二　第六十七条において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十三　銀行法第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十四　銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十五　銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十六　会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

２　第百二条の二　第八条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれがある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第百三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一　第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者
二　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（課税の範囲）
第二条　登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（国の機関等への本人確認情報の提供）
第三十条の九　機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

○　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）
第二条　この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
2　この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
一　預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
二　為替取引を行うこと。
3　この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。
4　この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。
5　この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。
6　この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。
7　この法律において「株式等」とは、株式又は持分をいう。
8　この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
9　この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。
10　この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。
11　第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又

は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

12　この法律において「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式等の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

13　この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

14　この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一　預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二　資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三　為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15　この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16　この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

17　この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

18　この法律において「銀行業務」とは、銀行が第十条及び第十一条の規定により営む業務並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務並びに当該銀行のために銀行代理業を営む者が営む銀行代理業をいう。

19　この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務関連苦情（銀行業務に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）を処理する手続をいう。

20　この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務関連紛争（銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十三から第五十二条の七十五までにおいて同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

21　この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

22　この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と銀行との間で締結される契約をいう。

第三条の二　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の議決権の保有者とみなして、第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一　法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）　当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数

二　内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうちに銀行を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社　当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三　連結基準対象会社以外の会社等（銀行の議決権の保有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。）が会社等集団（当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等　当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四　特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、　当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等　当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

五　銀行の議決権の保有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者　当該個人に係る合算議決権数

六　銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（銀行の議決権の保有者が、当該銀行の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権

の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）をいう。）の保有する当該銀行の議決権の数（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同保有議決権数」という。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者　共同保有議決権数

七　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者　銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

２　第二条第十一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

（営業の免許）

第四条　銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

２　内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　銀行業の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二　申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

３　外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。）をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

４　内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

５　第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）その他内閣府令で定める金融機関をいう。

（銀行の機関）

第四条の二　銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会

二　監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。第五十二条の十八第二項第二号において同じ。）

三　会計監査人

（資本金の額）

第五条　銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

２　前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

３　銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（商号）

第六条　銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

２　銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

３　銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（取締役等の適格性等）

第七条の二　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一　銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役）　銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二　銀行の監査役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員）　銀行の取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三　銀行の監査委員　銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

2　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、銀行の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3　銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

4　会社法第三百三十一条第二項ただし書（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行については、適用しない。

（営業所の設置等）

第八条　銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3　銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4　前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者その他の内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務の範囲）

第十条　銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一　預金又は定期積金等の受入れ

二　資金の貸付け又は手形の割引

三　為替取引

2　銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一　債務の保証又は手形の引受

二　有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三　有価証券の貸付け

四　国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五　金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五の二　特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三　短期社債等の取得又は譲渡

六　有価証券の私募の取扱い

七　地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

八　銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

八の二　外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）

九　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十の二　振替業
十一　両替
十二　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十三　デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十四　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。）商品の価格、次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十五　金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十六　有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十七　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
十八　機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

3　十九　前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
一　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
二　削除
三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
四　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
五　保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
六　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債
七　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八　その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。
ロ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ハ　利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4　第二項第二号又は第十二号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

5　第二項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

6　第二項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

7　第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

8　第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをい

う。

9　第二項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

10　第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は同項第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

（預金者等に対する情報の提供等）

第十二条の二　銀行は、預金又は定期積金等（以下この項において「預金等」という。）の受入れ（第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2　前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3　前項の規定（銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　銀行持株会社グループ（銀行持株会社並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社の集団をいう。以下この項、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十一の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保する場合に限る。）

二　銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条　銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）として政令で定めるもの（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。

2　銀行の同一人に対する信用の供与等の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。

3　前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一　国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二　信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

4　第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5　いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

6　前各項に定めるもののほか、信用の供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）

第十四条　銀行の取締役又は執行役が当該銀行から受ける信用の供与については、その条件が、当該銀行の信用の供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益

を与えるものであつてはならない。

２　銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数」とする。

（臨時休業等）

第十六条　銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

２　銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

３　前項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

４　第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二　銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一　長期信用銀行資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

二の二　資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

三　金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四　金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ　金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ　金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ　金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（通則）に掲げる行為の委託の媒介

ニ　金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

五　保険会社

五の二　保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

六　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

七　銀行業を営む外国の会社

八　有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九　保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十　信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一　従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの（第十一項において「銀行等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ　証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの　当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行又はその子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ　証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ　証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ　保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ　証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ　保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト　信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）　当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十二　新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに第十六条の四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないもの

十二の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第十六条の四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに第十六条の四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十三　前号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務を営む会社

十四　前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む。）

2

一　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二　金融関連業務　銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

三　証券関連業務　証券専門関連業務、保険関連業務又は信託関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四　保険関連業務　保険専門関連業務、証券関連業務又は信託関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五　信託関連業務　信託専門関連業務、証券関連業務又は保険関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六　証券専門会社　証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社

イ　証券子会社等　証券専門会社、銀行又はその子会社で有価証券関連業を営む会社

ロ　証券専門会社　証券仲介専門会社又は証券専門会社の子会社

ハ　保険子会社　保険専門会社又は保険専門会社の子会社

ニ　信託専門会社　信託専門会社又は信託専門会社の子会社

ホ　証券専門会社　証券専門会社又は証券専門会社の子会社

ヘ　保険専門会社　保険専門会社又は保険専門会社の子会社

ト　信託専門会社　信託専門会社又は信託専門会社の子会社

七　前号に掲げる会社のほか、当該銀行の子会社で、当該銀行又はその子会社が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行又はその子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

イ　保険子会社等、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社

ロ　イに掲げる会社のほか、その他の会社であつて、当該銀行の子会社であるもの

ハ　証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

イに掲げる会社で保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち内閣府令で定めるもの

ロ　信託兼営法第一条第一項の信託専門会社又は信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）

ハ　イに掲げる会社であるロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号又は第十四号に掲げる会社

ニ　第十三号又は第十四号に掲げる会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

ハ　ロに掲げる会社であるイに掲げる会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

ロ　イに掲げる会社であるハに掲げる会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

イ　ロに掲げる会社であるニに掲げる会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

第二項の規定は、銀行又は第十二号に掲げる会社が株式会社である場合には、適用しない。ただし、当該銀行が、その子会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日（当該銀行が、その子会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに当該株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに当該株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社（第一項第十二号又は第十二号に掲げる会社が株式会社である場合には、銀行又はその子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該銀行がその子会社となつた子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社（子会社対象銀行等に限る。）に

（銀行による銀行グループの経営管理）

第十六条の三　銀行（子会社対象会社を子会社としているものであつて、他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該銀行の属する銀行グループ（銀行及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　銀行グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

二　銀行グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

三　銀行グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

四　前三号に掲げるもののほか、銀行グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

（銀行等による議決権の取得等の制限）

第十六条の四　銀行又はその子会社は、国内の会社（第十六条の二第一項第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の二から第十三号までに掲げる会社（同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2　前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3　前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4　銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一　第十六条の二第七項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）　その子会社とした日

二　第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき　その設立された日

三　当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）　その合併をした日

四　第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき　その免許を受けた日

五　当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）　その吸収分割をした日

六　当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）　その事業の譲受けをした日

5　内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6　銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又はその子会社が保有するものとみなす。

7　前各項の場合において、第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

8　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

9　第二条第十一項の規定は、第一項から第七項までの場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

（事業年度）

第十七条　銀行の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（資本準備金及び利益準備金の額）

第十八条　銀行は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

（業務報告書等）

第十九条　銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（貸借対照表等の公告等）

第二十条　銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2　銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3　中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4　銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5　前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

6　前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

7　金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行については、前各項の規定は、適用しない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条　銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2　銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3　第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定める

ものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、

５　同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

６　前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

７　前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

８　銀行は、前各項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（事業報告等の記載事項等）

第二十二条　銀行が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

（株主等の帳簿閲覧権の否認）

第二十三条　会社法第四百三十三条（会計帳簿の閲覧等の請求）の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

（報告又は資料の提出）

第二十四条　内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の子法人等（子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。）又は当該銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

３　銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二十五条　内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務の停止等）

第二十六条　内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

２　前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、内閣府令・財務省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

（免許の取消し等）

第二十七条　内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）

第三十条　銀行を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２　銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

４　銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信用金庫等」という。）から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

（みなし免許）

第三十二条　第三十条第一項の認可を受けて合併により設立される銀行業を営む会社は、当該設立の時に、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（合併の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条　銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（会社分割の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条の二　銀行が会社分割の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

２　会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六条第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には、適用しない。

（事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条　銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

２　前項の期間は、一月を下つてはならない。

３　第一項の規定による公告を、官報のほか、第五十七条の規定による定款の定めに従い、同条各号に掲げる公告方法によりするときは、同項の各別の催告は、することを要しない。

４　債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けについて承認したものとみなす。

５　債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（会社分割又は事業の譲渡の公告等）

第三十六条　銀行は、会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

２　その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行が前項の規定による公告をしたときは、当該公告をした銀行の債務者に対して民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条（指名債権の譲渡の対抗要件）の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもつて確定日付とする。

（廃業及び解散等の認可）

第三十七条　次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一　銀行業の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議

二　銀行を全部又は一部の当事者とする合併（第三十条第一項に規定する合併及び金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）の規定による合併に該当するものを除く。）

三　銀行の解散についての株主総会の決議

２　内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一　当該銀行業の廃止、合併又は解散が当該銀行の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないものであること。

二　当該銀行業の廃止、合併又は解散が、当該銀行が業務を営んでいる地域における資金の円滑な需給及び利用者の利便に支障を及ぼすおそれのないものであること。

３　内閣総理大臣は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令をした銀行から第一項の認可の申請があつた場合においては、当該銀行に対し、同項の認可をしてはならない。これらの命令をすること又は同条の規定により第四条第一項の免許を取り消すことが必要であると認める銀行から第一項の認可の申請があつた場合も、同様とする。

（廃業等の公告等）

第三十八条　銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（定款の解散事由の規定の効力）

第三十九条　銀行は、会社法第四百七十一条第一号及び第二号（解散の事由）の規定にかかわらず、同条第一号又は第二号に掲げる事由によつては、解散しない。

（免許の取消しによる解散）

第四十条　銀行は、第二十七条又は第二十八条の規定により第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたときは、解散する。

（免許の失効）

第四十一条　銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

一　銀行業の全部を廃止したとき。

二　会社分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。

三　解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

四　当該免許を受けた日から六月以内に業務を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

（他業会社への転移等）

第四十三条　銀行が第四十一条第一号の規定に該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合において、当該銀行であつた会社に従前の預金又は定期積金等の債務が残存するときは、政令で定める場合を除き、内閣総理大臣は、当該会社が当該債務を完済する日又は当該免許が効力を失つた日以後十年を経過する日のいずれか早い日まで、当該会社に対し、当該債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は預金者等の保護を図るため当該債務の処理若しくは資産の管理若しくは運用に関し必要な命令をすることができる。

２　前項の規定は、銀行等以外の会社が合併又は会社分割により銀行の預金又は定期積金等の債務を承継した場合について準用する。

３　第二十四条第一項並びに第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける会社について準用する。

（清算人の任免等）

第四十四条　銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消しにより解散した場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算人を選任する。当該清算人の解任についても、同様とする。

２　前項の場合を除くほか、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもつて、清算人を解任することができる。この場合においては、裁判所は、清算人を選任することができる。

３　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、清算をする銀行（次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算銀行」という。）の清算人となることができない。

４　清算銀行の清算人に対する会社法第四百七十八条第八項（清算人の就任）において準用する同法第三百三十一条第一項第三号（取締役の資格等）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第四十六条　裁判所は、銀行の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

２　内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

３　第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

（外国銀行の免許等）

第四十七条　外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

２　前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）、第三十七条の三、第三十八条第一項（第一号、第三号、第五号及び第八号を除く。）、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）、第四十二条第一項、第三項及び第五項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

３　前項の場合において、第十条第二項（第八号の二に係る部分に限る。）及び次章の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所（以下この項において「外国銀行外国営業所」と総称する。）は、一の外国銀行とみなし、当該外国銀行支店が行う当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所とその顧客の取引の仲介（外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。）は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行外国営業所は、当該外国銀行支店が当該一の外国銀行の業務の媒介の委託を受ける旨の契約の相手方とみなす。

４　外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（従たる外国銀行支店の設置等）

第四十七条の三　外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（外国銀行支店の資料の提出等）

第四十八条　内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行支店（当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、外国銀行支店に係る外国銀行（当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（外国銀行支店の届出）

第四十九条　外国銀行支店は、当該外国銀行支店に係る外国銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　資本金又は出資の額を変更したとき。

二　商号又は本店の所在地を変更したとき。

三　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るもの

を除く。）をしたとき。
四　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
五　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。
六　破産手続開始の決定があつたとき。
七　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2　外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき（内閣府令で定める場合を除く。）。
二　従たる外国銀行支店（支店でない営業所を除く。以下この号において同じ。）を主たる外国銀行支店とし、主たる外国銀行支店を従たる外国銀行支店としようとするとき。
三　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等）
第五十二条　外国銀行（外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。）は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　銀行の業務に関する情報の収集又は提供
二　その他銀行の業務に関連を有する業務

2　内閣総理大臣は、公益上必要があると認めるときは、外国銀行に対し、前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3　外国銀行は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（外国銀行代理業務に係る認可等）
第五十二条の二　銀行は、第十条第二項第八号の二に掲げる業務（次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（次条第二号から第四号までを除き、以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、銀行は、外国銀行グループ（外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。）ごとに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。

3　第一項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（所属外国銀行に関する届出等）
第五十二条の二の九　外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　資本金又は出資の額を変更したとき。
二　商号又は本店の所在地を変更したとき。
三　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。
四　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
五　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。
六　破産手続開始の決定があつたとき。
七　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2　外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目に

つきやすい場所に掲示しなければならない。

（準用）

第五十二条の二の十　第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理業者に係るものにあつては所属外国銀行について、所属銀行に係るものについて、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）

第五十二条の二の十一　一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定めるところにより、銀行議決権大量保有者（第五十二条の九において「国等」という。）を除く。以下この章及び第九章において「銀行議決権大量保有者」という。）は、内閣府令で定める休日の日数は、算入しない。）に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「銀行議決権保有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　銀行議決権保有割合（銀行議決権大量保有者がその総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者である銀行又は銀行持株会社の議決権の数を、当該銀行又は当該銀行持株会社の総株主の議決権で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の銀行又は銀行持株会社の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二　商号、名称又は氏名及び住所

三　法人である場合においては、その資本金の額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四　事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

２　第二条第十一項の規定は、前項の場合において銀行議決権大量保有者が保有する議決権について準用する。

（訂正報告書の提出命令）

第五十二条の五　内閣総理大臣は、第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（銀行議決権大量保有者による報告又は資料の提出）

第五十二条の七　内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した銀行議決権大量保有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行議決権大量保有者に対する立入検査）

第五十二条の八　内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行議決権大量保有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該銀行議決権大量保有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（銀行主要株主に係る認可等）

第五十二条の九　次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　当該議決権の保有者になろうとする銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二　当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三　その他政令で定める取引又は行為

2　前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

3　特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

4　内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつた者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

（銀行主要株主による報告又は資料の提出）

第五十二条の十一　内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行主要株主に対する立入検査）

第五十二条の十二　内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（銀行主要株主に対する措置命令）

第五十二条の十三　内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準（当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。）に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

（銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等）

第五十二条の十四　内閣総理大臣は、銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該銀行主要株主の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

（銀行持株会社に係る認可等）

第五十二条の十七　次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得

二　当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

三　その他政令で定める取引又は行為

２　前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

３　特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

４　特定持株会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

５　当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

６　内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二条の二十七　（銀行持株会社に係る業務報告書等）

内閣総理大臣は、銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五十二条の三十一　（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

２　内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求めるとき、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社からの委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

３　銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第五十二条の三十二　（銀行持株会社等に対する立入検査）

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子法人等若しくは当該銀行持株会社からの業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第五十二条の三十三　（銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等）

内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

２　前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、内閣府令・財務

３　省令で定めるものでなければならない。

４　内閣総理大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

（銀行持株会社に係る認可の取消し等）

第五十二条の三十四　内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

２　銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

３　前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

４　内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第五十二条の十七第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

二　第五十二条の十七第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三　第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四　第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第二項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

（許可）

第五十二条の三十六　銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

２　銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

３　銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の申請）

第五十二条の三十七　前条第一項の許可を受けようとする者（次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員の氏名

三　銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四　所属銀行の商号

五　他に業務を営むときは、その業務の種類

六　その他内閣府令で定める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二　銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　その他内閣府令で定める書類

（許可の基準）

第五十二条の三十八　内閣総理大臣は、第五十二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二　人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三　他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五十二条の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（変更の届出）

第五十二条の三十九　銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

２　銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第五十二条の四十　銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

２　銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第五十二条の四十一　銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

（業務の範囲）

第五十二条の四十二　銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

２　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。

３　銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

４　第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

（分別管理）

第五十二条の四十三　銀行代理業者は、第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（顧客に対する説明等）

第五十二条の四十四　銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　所属銀行の商号

二　第二条第十四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別

三　その他内閣府令で定める事項

２　銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為（特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

３　前二項及び第五十二条の四十五の二並びに他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（銀行代理業に係る禁止行為）

第五十二条の四十五　銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関しては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者（次号において「密接関係者」という。）の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（顧客の保護

四　に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

五　その通常の条件に照らして当該所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの当該銀行代理業者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件と密接関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件より有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

前各号に掲げるものほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第五十二条の四十七（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第二節　第一款　第三十五条から第三十六条の四十五の二　金融商品取引法第三章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四十五の二の二　金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲）

第二十五条の四十五の二　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者を除く。）が、顧客に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　金銭の流用（第三十条第七項に規定する損失補てん等の禁止）及び第五十条第七項に規定する指定紛争解決機関との契約（保証金規制）、第三十条第七項に規定する電子情報処理組織の禁止）、並びに第三十条第七項に規定する募集等の禁止）、第三十条第七項に規定する広告等の禁止）、第三十条第七項に規定する書面の交付）、第三十条第七項に規定する解除（契約の締結等）、第三十条第七項に規定する媒介（リバーシブル取引に関して準用する場合を除く。）、第三十条第七項に規定する代理（中間金融商品取引業者が、同条第七項に規定する金銭の提供を行わないこと）、第三十条第七項に規定する預金等契約（銀行法第十条第六項に規定する預金等契約をいう。）、第三十条第七項に規定する預金の所属銀行（同条第七項に規定する金融商品取引契約をいう。）、第三十条第七項に規定する金銭の支払を、その他政令で定める額を超えて相当期間預金等を中断することを期待することが相当と認められる場合として内閣府令で定めるものを除く。）

二　特定銀行代理業者（第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。）が、特定銀行代理業者の営業時間（金融商品取引法第三十条第七項に規定する営業時間をいう。）、日曜日その他政令で定める日に限る。

2　第五十二条の四十六第一項において同じ。）

第五十二条の四十七（特定銀行代理業者の休日及び営業時間）

特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所における特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所における当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所における当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（臨時休業等）

第五十二条の四十七　特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所における当該業務の全部又は一部を再開するときは、その旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所に掲示しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

（所属銀行の廃業等）

第五十二条の四十八　銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

（銀行代理業に関する帳簿書類）

第五十二条の四十九　銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（銀行代理業に関する報告書）

第五十二条の五十　銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第五十二条の五十一　銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

２　前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

３　前二項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（廃業等の届出）

第五十二条の五十二　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。　その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二　銀行代理業者である個人が死亡したとき。　その相続人

三　銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人

五　銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

（銀行代理業者による報告又は資料の提出）

第五十二条の五十三　内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行代理業者に対する立入検査）

第五十二条の五十四　内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行代理業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令等）

第五十二条の五十五　内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（銀行代理業者に対する監督上の処分）

第五十二条の五十六　内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二　不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。

三　第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

四　法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五　公益を害する行為をしたとき。

２　内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

（許可の失効）

第五十二条の五十七　銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。

一　第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　所属銀行がなくなつたとき。

三　当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。）。

（銀行代理業者に対する指導等）

第五十二条の五十八　所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

２　銀行代理業を再委託する銀行代理業者（銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、銀行代理業再受託者（銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む銀行代理業者をいう。以下同じ。）が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（所属銀行等の賠償責任）

第五十二条の五十九　所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二　銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

３　銀行代理業再受託者は、銀行代理業再委託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

４　第一項の規定は、所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再受託者から銀行代理業再委託者に対する求償権の行使を妨げない。

５　民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

（銀行代理業者の原簿）

第五十二条の六十　所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置かなければならない。

２　預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

（適用除外）

第五十二条の六十一　第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

２　銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九（銀行が銀行代理業を営む場合においては、第一項を除く。）から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは第五号又は第五号」と、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第五十二条の六十二　内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。

一　おいて法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

ロ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮（これに相当する外国の法令による刑を含む。）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を行う者の役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六　紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

七　紛争解決等業務の実施に関する規程に意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

八　実施する役員又は職員が次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

２　前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

３　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条の六十三　前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三　役員の氏名又は商号若しくは名称

2　前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二　定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　業務規程

四　組織に関する事項を記載した書類

五　財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六　前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七　その他内閣府令で定める書類

3　前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

第五十二条の六十四　指定紛争解決機関の紛争解決委員（第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十二条の六十七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定紛争解決機関の業務）

第五十二条の六十五　指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2　指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第五十二条の六十六　指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第五十二条の六十七　指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一　手続実施基本契約の内容に関する事項

二　手続実施基本契約の締結に関する事項

三　紛争解決等業務の実施に関する事項

四　紛争解決等業務に要する費用について加入銀行が負担する負担金に関する事項

五　当事者から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六　他の指定紛争解決機関その他の相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七　紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客からの銀行業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入銀行は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入銀行は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入銀行は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。

4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が銀行業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を銀行業務関連紛争の当事者とする銀行業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととする指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入銀行の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は銀行業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入銀行から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入銀行の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一　紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二　銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三　紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四　指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

5　第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二　負担金額等が著しく不当なものでないこと。

6　第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものをいう。

一　当事者である加入銀行の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

二　当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾しないとき。

三　当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四　顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

7　業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8　内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第五十二条の六十八　指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入銀行が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入銀行の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　指定紛争解決機関は、銀行業務関連苦情及び銀行業務関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務関連苦情の処理及び銀行業務関連紛争の解決を促進するため、加入銀行その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十二条の六十九　指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五十二条の七十　指定紛争解決機関は、特定の加入銀行に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第五十二条の七十一　指定紛争解決機関は、第五十二条の七十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第五十二条の七十二　指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客から銀行業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行に対し、当該銀行業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第五十二条の七十三　加入銀行に係る銀行業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2　指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3　紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二　銀行業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三　消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四　当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

4　指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行の顧客が当該銀行業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決委員が紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5　前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

6　紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

7　紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

8　指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一　当該顧客が支払う料金に関する事項

二　第五十二条の六十七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三　その他内閣府令で定める事項

9　指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一　業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二　銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三　紛争解決手続の実施の経緯

四　紛争解決手続の終了の理由及びその年月日

五　紛争解決手続の結果（紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

六　前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第五十二条の七十四　（時効の中断）

2　指定紛争解決機関が、当該紛争解決手続により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該銀行業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により消滅したものとみなす。

手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若

しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

（訴訟手続の中止）

第五十二条の七十五　銀行業務関連紛争について当該銀行業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該銀行業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一　当該銀行業務関連紛争について、当該銀行業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二　前号の場合のほか、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

２　受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

３　第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二条の七十六　指定紛争解決機関は、加入銀行の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第五十二条の七十七　指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（変更の届出）

第五十二条の七十八　指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

２　内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（手続実施基本契約の締結等の届出）

第五十二条の七十九　指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　銀行と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二　その他内閣府令で定めるとき。

（業務に関する報告書の提出）

第五十二条の八十　指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第五十二条の八十一　内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第五十二条の八十二　内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

２　内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一　第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二　第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休廃止）

第五十二条の八十三　指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

２　指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

３　第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）

第五十二条の八十四　内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十二条の六十二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二　不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき。

三　法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

２　内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一　第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二　第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

３　第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

（届出事項）

第五十三条　銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　営業を開始したとき。

二　第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社（同条第七項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三　その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

四　資本金の額を増加しようとするとき。
五　この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。
六　外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。
七　その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。
八　その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2　銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。
二　銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。
三　銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
四　銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。
五　解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
六　その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。
七　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3　銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一　第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。
二　銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。
三　第五十二条の二十三第一項第十号から第十一号の二までに掲げる会社（同条第六項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。
四　その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない持株特定子会社になつたとき、若しくは特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に該当しない持株特定子会社になつたとき。
五　解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。
六　資本金の額を変更しようとするとき。
七　この法律の規定による認可（第一号に規定する認可を除く。）を受けた事項を実行したとき。
八　その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。
九　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4　銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

（認可の失効）
第五十五条　銀行、銀行主要株主（第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は銀行持株会社（第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3　第一項に規定するもののほか、第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

第五十六条　次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一　第二十六条第一項又は第二十七条の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二　第二十七条又は第二十八条の規定により第四条第一項の免許を取り消したとき。

三　銀行が第四十一条第四号の規定に該当して第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

四　第五十条の規定により外国銀行に対する第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

五　第五十二条の十五第一項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

六　第五十二条の三十四第一一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

七　第五十二条の三十四第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八　第五十二条の三十四第四項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

九　前条の規定により第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項の許可を取り消したとき。

十　第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

十一　第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の規定による指定を取り消したとき。

十二　第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

十三　第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

（銀行等の公告方法）

第五十七条　銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七条の二　銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一　公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告　当該期間を経過する日

二　第十六条第一項前段の規定による公告　銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

三　第十六条第一項後段の規定による公告　銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

四　第二十条第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告　電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五　前各号に掲げる公告以外の公告　電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

2　会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第五十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可、承認又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者

二　不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三　第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四　第十三条の四、第五十二条の二の五又は第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

五　第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者

六　不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

七　第五十二条の四十一（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に銀行代理業（第五十二条の二の十において準用する場

合にあつては、外国銀行代理業務）を営ませた者

第六十一条の二　次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第五十二条の十七第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二　第五十二条の十七第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三　第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二　第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十二条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

二　第五十二条の六十九の規定に違反した者

三　第五十二条の八十一第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四　第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項（第五十二条の二十において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第二十五条第二項若しくは第四十三条第二項若しくは第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三　第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五　第四十五条第三項の規定による命令に違反した者

六　第四十六条第三項において準用する第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六の二　第五十二条の二第一項又は第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで外国銀行代理業務を営んだ者
七　第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者
八　第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
九　第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者
十　第五十四条第一項の規定により付した条件（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第六十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者
二　第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第六十三条の二の二　準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の二の三　前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
2　金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「次項及び次条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十三条の二の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者
三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者
四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第六十三条の二の五　第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十三条の二の六　第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者
二　第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者
四　第五十二条の四十第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五　第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第六十四条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第六十二条第一項又は第六十二条の二（第二号を除く。）、第六十三条第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二第一号　二億円以下の罰金刑

二　第六十三条の二（第一億円以下の罰金刑を除く。）、第六十三条第一号から第四号まで　三億円以下の罰金刑

三　第六十一条（第四号を除く。）、第六十一条の二、第六十二条の二第二号、第六十三条第五号から第六号の二まで若しくは第九号、第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の四から前条まで　各本条の罰金刑

四　第六十三条の二の四から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者（銀行代理業者が法人である場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、支配人若しくは清算人（銀行持株会社（銀行持株会社でなくなつたし場合における当該特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行持株会社（銀行持株会社でなくなつたし場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一　第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七条の三の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二　第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三　第十二条第一項若しくは第五十二条の二十一第二項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四　第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の二第三項、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五　第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第十六条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六　第十六条の二第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第七項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七　第十六条の四第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

八　第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

九　第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若

しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

十一　第三十四条第五項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十一の二　第四十七条の二の規定に違反して、同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十二　第四十八条、第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二の二　第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十三　第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六第五十二条の九第一項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十四　第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十五　第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十六　第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して同項に規定する内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

十六の二　第五十二条の十一第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき若しくは同条第八項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特定子会社としたとき。

十七　第五十二条の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社としたとき。

十八　第五十二条の二の十一において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十九　第五十二条の四十三（第五十二条の二の十一において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十　第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二十三の二第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十一　第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第六十六条　次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二　第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第四項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

第六十七条　第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

○　行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第三章　不利益処分

第一節　通則

（処分の基準）

第十二条　行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

２　行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条　行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一　次のいずれかに該当するとき　聴聞

イ　許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ　名あて人に規定するものほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ　名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ　イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一　公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二　法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三　施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四　納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五　当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第十四条　行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2　行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3　不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第二節　聴聞

（聴聞の通知の方式）

第十五条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二　不利益処分の原因となる事実

三　聴聞の期日及び場所

四　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2　前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出すること。

二　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条　前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

２　代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

３　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

４　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条　第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

２　前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

３　前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条　当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

２　前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

３　行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条　聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一　当該聴聞の当事者又は参加人

二　前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三　第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

四　前三号に規定する者であった者

五　第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六　参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第二十条　主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

２　当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

３　前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

４　主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

５　主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

６　聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第二十一条　当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

２　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第二十二条　主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

２　前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

３　第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条　主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

２　主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条　主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

２　前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

３　主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

４　当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第二十五条　行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第二十六条　行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

（審査請求の制限）

第二十七条　この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例）

第二十八条　第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

２　前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節　弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第二十九条　弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

２　弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第三十条　行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二　不利益処分の原因となる事実

三　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第三十一条　第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、「第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

○　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）

（業務の代理の特例）

第四十二条　特定農業協同組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその農業協同組合法第十条第一項第三号の事業の全部を農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会に譲り渡した場合には、同条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、同条第六項第八号の事業を行うことができる。

２　特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその信用事業の全部を農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会に譲り渡した場合には、水産業協同組合法第十一条又は第九十三条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、その信用事業の全部を農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に譲り渡した場合には、第三条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。代理させる業務の範囲を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

３　農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、第一項の特定農業協同組合連合会に業務の代理をさせようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

４　前項の場合において、第一項の特定農業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定は、その特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の規定は、それぞれ適用しない。

５　第三項の認可に係る業務の代理を行う特定農業協同組合、特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十三から第十二条の五十五まで並びに第五十二条の五十六第一項（第五十二条の五十六及び第五十二条の五十六中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣及び内閣総理大臣」と、同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、同条第五十二条の五十三、第五十二条の五十五及び第五十二条の五十六中「当該銀行代理業者に対し、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対し、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等に対し、同項第二号及び第三号中「又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とあるのは「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合等に対し、期限を付して信用事業の全部若しくは一部の停止を命ずる」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　前項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する農林水産大臣及び内閣総理大臣の権限は、次条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

７　次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　農林水産大臣　農林水産大臣

二　内閣総理大臣　内閣総理大臣

附　則

（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）

第二十六条　農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二条の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十条及び第十一条に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができる。

２　特定承継会社は、銀行法第四条第一項の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する銀行業を営むことができる。

（特定承継会社に係る銀行法等の適用関係）

第三十三条　前条に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、銀行法（第一条から第四条まで、第六条、第八条第二項から第四項まで、第十条、第十一条、第七章、第七章の三（第五十二条の十一から第五十二条の十四までを除く。）並びに第五十三条第二項、第三項及び第五項その他政令で定める規定を除く。）の規定その他銀行に適用される法令のうち政令で定めるものの規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

２　前条及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

○　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

（所掌事務）

第四条　金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　次号イからコまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ　銀行持株会社

ロ　銀行業又は無尽業を営む者

ハ　信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合代理業、信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

ホ　信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ヘ　保険持株会社

ト　保険業を行う者

チ　船主相互保険組合

リ　金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者

ヌ　指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

ル　金融商品債務引受業を行う者

ヲ　証券金融会社

ワ　投資法人

カ　信用格付業者

ヨ　金融商品市場を開設する者

タ　金融商品取引所持株会社

レ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

ソ　取引情報蓄積機関（金融商品取引法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）

ツ　特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）
ネ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者
ナ　貸金業を営む者
ラ　貸金業協会
ム　十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
ウ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
ヰ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
ノ　不動産特定共同事業を営む者
オ　確定拠出年金運営管理業を営む者
ク　指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）
ヤ　前払式支払手段発行者
マ　資金移動業を営む者
ケ　仮想通貨交換業を行う者
フ　資金清算業を行う者
コ　認定資金決済事業者協会
エ　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五　預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。
四　農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあっせんを行うこと。
七　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
八　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
九　投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
一　投資者保護基金による返還資金に係る適格性の認定を行うこと。
二　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
三　金融機関の金利の調整に関すること。
四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五　自動車損害賠償責任共済に関すること。
六　金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
七　企業会計の基準その他企業の財務に関すること。
八　公認会計士及び監査法人に関すること。
九　株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
十　電子記録債権の電子記録に関すること。
十一　金融に係る知識の普及に関すること。
十二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
十三　金融商品取引に係る犯則事件の調査に関すること。
十四　金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金に関すること。
十五　国際協力に関すること。
十六　所掌事務に係る研修を行うこと。
十七　政令で定める教修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
二十　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
二十一　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務

2　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

○　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（事務所等）

第三条　農林中央金庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条の規定は、農林中央金庫について準用する。

3　農林中央金庫は、日本において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

4　農林中央金庫は、外国において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

5　農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を代理させることができる。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二　農業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

三　水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四　水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

五　水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

六　水産業協同組合法第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

6　農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7　前項の規定は、農林中央金庫が農林中央金庫の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。第五十四条第四項第十号及び第七十二条第一項第五号において同じ。）を営む者との間で前項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

8　農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませてはならない。

（業務の範囲）

第五十四条　農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一　会員の預金の受入れ

二　会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三　為替取引

2　農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二　会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3　農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一　第八条に規定する者

二　農林水産業を営む者であって主務省令で定めるもの

三　国

四　銀行その他の金融機関

五　金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

4　農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一　債務の保証又は手形の引受け

二　有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三　有価証券の貸付け

四　国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五　金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六　特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七　有価証券の私募の取扱い

八　地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

九　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務

十　株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣の定めるもの（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

十一　外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

十二　国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十三　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四　両替

十五　デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十六　デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十七　金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八　金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十九　有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十　有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十一　機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

5　前項第五号に掲げる業務の代理又は媒介をする証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等に関する業務の代理又は媒介は、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等に関する業務の代理又は媒介は、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6　前項において、次に掲げるものをいう。

一　短期社債等　次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債
ロ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
ハ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
ホ　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
ヘ　第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
ト　その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
(1)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。
(2)　元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
(3)　利息の支払期限を、元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二　有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為　それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

二　政府保証債　政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三　特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債　それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

四　有価証券の私募の取扱い、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

四の二　振替業　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定するロ座管理機関として行う振替業をいう。

五　デリバティブ取引　金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

六　有価証券関連店頭デリバティブ取引　金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

7　農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一　金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二　金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）

三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務

五　算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）

8　農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

（預金者等に対する情報の提供等）

第五十七条　農林中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ（第五十九条の三に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2　前項及び第五十九条の三並びに他の法律に定めるもののほか、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

第五十七条の二　農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　指定紛争解決機関（第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この条において同じ。）との間で手続実施基本契約（同号に規定する手続実施基本契約をいう。第三項において同じ。）を締結する措置

二　指定紛争解決機関が存在しない場合　第九十五条の六第二項に規定する農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　苦情処理措置　顧客からの苦情の処理の業務に従事する職員その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦

情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

二　紛争解決措置　顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置

３　農林中央金庫は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

４　第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務（第九十五条の六第二項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）の廃止の認可又は第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第二号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

二　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第九十五条の六第一項の規定による指定が第九十五条の八第一項において準用する同法第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）　その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

三　第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき　第九十五条の六第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として主務大臣が定める期間

（金融商品取引法の準用）

第五十九条の三　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号及び第七号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで、」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（業務報告書）

第八十条　農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

２　農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状

３　況を連結して記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（主務大臣の監督）
第八十二条　主務大臣は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者及び第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関の業務を監督する。
２　この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十六条各号に掲げる基準及び第五十八条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（第六項において「信用の供与等」という。）の額に関する第八十四条第一項及び第二項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。
３　第八十四条第一項及び第二項、第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項並びに第九十五条の八において読み替えて準用する同法第五十二条の八十一第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
４　内閣総理大臣は、第二項ただし書又は前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。
５　農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。
６　第八十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況又は信用の供与等の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、第二項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。
７　内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
８　この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第八十五条第二項に規定する主務省令は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。
９　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（報告又は資料の提出）
第八十三条　主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
２　主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
３　農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）
第八十四条　主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
３　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
５　前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（紛争解決等業務を行う者の指定）
第九十五条の六　主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。
一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。
二　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

四　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。以下この二において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であって紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ニ　刑法の法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

七　紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）と農林中央金庫との間で締結される契約（紛争解決等業務の実施基本契約（以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について農林中央金庫が異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べなかったこと。

八　第三項の規定により意見を聴取したために結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について農林中央金庫が異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べなかったこと。

2　前項に規定する「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（農林中央金庫が第五十四条の規定により営む業務及び他の法律により営む業務並びに農林中央金庫代理業を営む者が営む農林中央金庫業務（農林中央金庫代理業をいう。以下この項において同じ。）に関する苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（農林中央金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

3　第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5　主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

第九十五条の七（業務規程）

一　手続実施基本契約の内容に関する事項

二　手続実施基本契約の締結に関する事項

三　紛争解決等業務（前条第二項に規定する紛争解決等業務をいう。以下この条及び第九十九条の二の六において同じ。）の実施に関する事項

四　紛争解決等業務に要する費用について加入農林中央金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である農林中央金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五　当事者である加入農林中央金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

六　他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七　紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として主務省令で定めるもの

第九十五条の八（指定紛争解決機関に関する銀行法の準用）

2　定紛争解決機関について、銀行法第七章の五（第五十二条の六十二及び第五十二条の六十七第一項を除く。）及び第五十六条（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、指定紛争解決機関について準用する。

行法第五十二条の六十二第一項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「農林中金」とあるのは「同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫」と、同条第三項中「銀行業務」とあるのは「銀行業務（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務を営む者の業務をいう。）」と、同条第七項中「農林中央金庫」とあるのは「同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫」と、同条第十項中「第三号」とあるのは「第三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務を営む者の業務に関する事項を除く。）」と、同条第十一項中「農林中金」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第十二項中「第一号」とあるのは「第一号（農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十三項中「第二号」とあるのは「第二号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十四項中「第五号」とあるのは「第五号（農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十五項中「第七号」とあるのは「第七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十六項中「第十号」とあるのは「第十号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十七項中「第十二号」とあるのは「第十二号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十八項中「第十五号」とあるのは「第十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第十九項中「第十七号」とあるのは「第十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十項中「第十九号」とあるのは「第十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十一項中「第二十一号」とあるのは「第二十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十二項中「第二十三号」とあるのは「第二十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十三項中「第二十五号」とあるのは「第二十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十四項中「第二十七号」とあるのは「第二十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十五項中「第二十九号」とあるのは「第二十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十六項中「第三十一号」とあるのは「第三十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十七項中「第三十三号」とあるのは「第三十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十八項中「第三十五号」とあるのは「第三十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二十九項中「第三十七号」とあるのは「第三十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十項中「第三十九号」とあるのは「第三十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十一項中「第四十一号」とあるのは「第四十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十二項中「第四十三号」とあるのは「第四十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十三項中「第四十五号」とあるのは「第四十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十四項中「第四十七号」とあるのは「第四十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十五項中「第四十九号」とあるのは「第四十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十六項中「第五十一号」とあるのは「第五十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十七項中「第五十三号」とあるのは「第五十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十八項中「第五十五号」とあるのは「第五十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第三十九項中「第五十七号」とあるのは「第五十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十項中「第五十九号」とあるのは「第五十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十一項中「第六十一号」とあるのは「第六十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十二項中「第六十三号」とあるのは「第六十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十三項中「第六十五号」とあるのは「第六十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十四項中「第六十七号」とあるのは「第六十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十五項中「第六十九号」とあるのは「第六十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十六項中「第七十一号」とあるのは「第七十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十七項中「第七十三号」とあるのは「第七十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十八項中「第七十五号」とあるのは「第七十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第四十九項中「第七十七号」とあるのは「第七十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十項中「第七十九号」とあるのは「第七十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十一項中「第八十一号」とあるのは「第八十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十二項中「第八十三号」とあるのは「第八十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十三項中「第八十五号」とあるのは「第八十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十四項中「第八十七号」とあるのは「第八十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十五項中「第八十九号」とあるのは「第八十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十六項中「第九十一号」とあるのは「第九十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十七項中「第九十三号」とあるのは「第九十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十八項中「第九十五号」とあるのは「第九十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第五十九項中「第九十七号」とあるのは「第九十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十項中「第九十九号」とあるのは「第九十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十一項中「第百一号」とあるのは「第百一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十二項中「第百三号」とあるのは「第百三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十三項中「第百五号」とあるのは「第百五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十四項中「第百七号」とあるのは「第百七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十五項中「第百九号」とあるのは「第百九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十六項中「第百十一号」とあるのは「第百十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十七項中「第百十三号」とあるのは「第百十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十八項中「第百十五号」とあるのは「第百十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第六十九項中「第百十七号」とあるのは「第百十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十項中「第百十九号」とあるのは「第百十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十一項中「第百二十一号」とあるのは「第百二十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十二項中「第百二十三号」とあるのは「第百二十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十三項中「第百二十五号」とあるのは「第百二十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十四項中「第百二十七号」とあるのは「第百二十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十五項中「第百二十九号」とあるのは「第百二十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十六項中「第百三十一号」とあるのは「第百三十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十七項中「第百三十三号」とあるのは「第百三十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十八項中「第百三十五号」とあるのは「第百三十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第七十九項中「第百三十七号」とあるのは「第百三十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十項中「第百三十九号」とあるのは「第百三十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十一項中「第百四十一号」とあるのは「第百四十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十二項中「第百四十三号」とあるのは「第百四十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十三項中「第百四十五号」とあるのは「第百四十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十四項中「第百四十七号」とあるのは「第百四十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十五項中「第百四十九号」とあるのは「第百四十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十六項中「第百五十一号」とあるのは「第百五十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十七項中「第百五十三号」とあるのは「第百五十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十八項中「第百五十五号」とあるのは「第百五十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第八十九項中「第百五十七号」とあるのは「第百五十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十項中「第百五十九号」とあるのは「第百五十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十一項中「第百六十一号」とあるのは「第百六十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十二項中「第百六十三号」とあるのは「第百六十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十三項中「第百六十五号」とあるのは「第百六十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十四項中「第百六十七号」とあるのは「第百六十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十五項中「第百六十九号」とあるのは「第百六十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十六項中「第百七十一号」とあるのは「第百七十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十七項中「第百七十三号」とあるのは「第百七十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十八項中「第百七十五号」とあるのは「第百七十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第九十九項中「第百七十七号」とあるのは「第百七十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百項中「第百七十九号」とあるのは「第百七十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百一項中「第百八十一号」とあるのは「第百八十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二項中「第百八十三号」とあるのは「第百八十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三項中「第百八十五号」とあるのは「第百八十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四項中「第百八十七号」とあるのは「第百八十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五項中「第百八十九号」とあるのは「第百八十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六項中「第百九十一号」とあるのは「第百九十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七項中「第百九十三号」とあるのは「第百九十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八項中「第百九十五号」とあるのは「第百九十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九項中「第百九十七号」とあるのは「第百九十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十項中「第百九十九号」とあるのは「第百九十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十一項中「第二百一号」とあるのは「第二百一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十二項中「第二百三号」とあるのは「第二百三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十三項中「第二百五号」とあるのは「第二百五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十四項中「第二百七号」とあるのは「第二百七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十五項中「第二百九号」とあるのは「第二百九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十六項中「第二百十一号」とあるのは「第二百十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十七項中「第二百十三号」とあるのは「第二百十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十八項中「第二百十五号」とあるのは「第二百十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百十九項中「第二百十七号」とあるのは「第二百十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十項中「第二百十九号」とあるのは「第二百十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十一項中「第二百二十一号」とあるのは「第二百二十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十二項中「第二百二十三号」とあるのは「第二百二十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十三項中「第二百二十五号」とあるのは「第二百二十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十四項中「第二百二十七号」とあるのは「第二百二十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十五項中「第二百二十九号」とあるのは「第二百二十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十六項中「第二百三十一号」とあるのは「第二百三十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十七項中「第二百三十三号」とあるのは「第二百三十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十八項中「第二百三十五号」とあるのは「第二百三十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百二十九項中「第二百三十七号」とあるのは「第二百三十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十項中「第二百三十九号」とあるのは「第二百三十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十一項中「第二百四十一号」とあるのは「第二百四十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十二項中「第二百四十三号」とあるのは「第二百四十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十三項中「第二百四十五号」とあるのは「第二百四十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十四項中「第二百四十七号」とあるのは「第二百四十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十五項中「第二百四十九号」とあるのは「第二百四十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十六項中「第二百五十一号」とあるのは「第二百五十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十七項中「第二百五十三号」とあるのは「第二百五十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十八項中「第二百五十五号」とあるのは「第二百五十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百三十九項中「第二百五十七号」とあるのは「第二百五十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十項中「第二百五十九号」とあるのは「第二百五十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十一項中「第二百六十一号」とあるのは「第二百六十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十二項中「第二百六十三号」とあるのは「第二百六十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十三項中「第二百六十五号」とあるのは「第二百六十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十四項中「第二百六十七号」とあるのは「第二百六十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十五項中「第二百六十九号」とあるのは「第二百六十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十六項中「第二百七十一号」とあるのは「第二百七十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十七項中「第二百七十三号」とあるのは「第二百七十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十八項中「第二百七十五号」とあるのは「第二百七十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百四十九項中「第二百七十七号」とあるのは「第二百七十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十項中「第二百七十九号」とあるのは「第二百七十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十一項中「第二百八十一号」とあるのは「第二百八十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十二項中「第二百八十三号」とあるのは「第二百八十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十三項中「第二百八十五号」とあるのは「第二百八十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十四項中「第二百八十七号」とあるのは「第二百八十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十五項中「第二百八十九号」とあるのは「第二百八十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十六項中「第二百九十一号」とあるのは「第二百九十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十七項中「第二百九十三号」とあるのは「第二百九十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十八項中「第二百九十五号」とあるのは「第二百九十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百五十九項中「第二百九十七号」とあるのは「第二百九十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十項中「第二百九十九号」とあるのは「第二百九十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十一項中「第三百一号」とあるのは「第三百一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十二項中「第三百三号」とあるのは「第三百三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十三項中「第三百五号」とあるのは「第三百五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十四項中「第三百七号」とあるのは「第三百七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十五項中「第三百九号」とあるのは「第三百九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十六項中「第三百十一号」とあるのは「第三百十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十七項中「第三百十三号」とあるのは「第三百十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十八項中「第三百十五号」とあるのは「第三百十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百六十九項中「第三百十七号」とあるのは「第三百十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十項中「第三百十九号」とあるのは「第三百十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十一項中「第三百二十一号」とあるのは「第三百二十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十二項中「第三百二十三号」とあるのは「第三百二十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十三項中「第三百二十五号」とあるのは「第三百二十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十四項中「第三百二十七号」とあるのは「第三百二十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十五項中「第三百二十九号」とあるのは「第三百二十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十六項中「第三百三十一号」とあるのは「第三百三十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十七項中「第三百三十三号」とあるのは「第三百三十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十八項中「第三百三十五号」とあるのは「第三百三十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百七十九項中「第三百三十七号」とあるのは「第三百三十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十項中「第三百三十九号」とあるのは「第三百三十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十一項中「第三百四十一号」とあるのは「第三百四十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十二項中「第三百四十三号」とあるのは「第三百四十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十三項中「第三百四十五号」とあるのは「第三百四十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十四項中「第三百四十七号」とあるのは「第三百四十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十五項中「第三百四十九号」とあるのは「第三百四十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十六項中「第三百五十一号」とあるのは「第三百五十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十七項中「第三百五十三号」とあるのは「第三百五十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十八項中「第三百五十五号」とあるのは「第三百五十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百八十九項中「第三百五十七号」とあるのは「第三百五十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十項中「第三百五十九号」とあるのは「第三百五十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十一項中「第三百六十一号」とあるのは「第三百六十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十二項中「第三百六十三号」とあるのは「第三百六十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十三項中「第三百六十五号」とあるのは「第三百六十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十四項中「第三百六十七号」とあるのは「第三百六十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十五項中「第三百六十九号」とあるのは「第三百六十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十六項中「第三百七十一号」とあるのは「第三百七十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十七項中「第三百七十三号」とあるのは「第三百七十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十八項中「第三百七十五号」とあるのは「第三百七十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第百九十九項中「第三百七十七号」とあるのは「第三百七十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百項中「第三百七十九号」とあるのは「第三百七十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百一項中「第三百八十一号」とあるのは「第三百八十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二項中「第三百八十三号」とあるのは「第三百八十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三項中「第三百八十五号」とあるのは「第三百八十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百四項中「第三百八十七号」とあるのは「第三百八十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百五項中「第三百八十九号」とあるのは「第三百八十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百六項中「第三百九十一号」とあるのは「第三百九十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百七項中「第三百九十三号」とあるのは「第三百九十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百八項中「第三百九十五号」とあるのは「第三百九十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百九項中「第三百九十七号」とあるのは「第三百九十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十項中「第三百九十九号」とあるのは「第三百九十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十一項中「第四百一号」とあるのは「第四百一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十二項中「第四百三号」とあるのは「第四百三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十三項中「第四百五号」とあるのは「第四百五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十四項中「第四百七号」とあるのは「第四百七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十五項中「第四百九号」とあるのは「第四百九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十六項中「第四百十一号」とあるのは「第四百十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十七項中「第四百十三号」とあるのは「第四百十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十八項中「第四百十五号」とあるのは「第四百十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百十九項中「第四百十七号」とあるのは「第四百十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十項中「第四百十九号」とあるのは「第四百十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十一項中「第四百二十一号」とあるのは「第四百二十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十二項中「第四百二十三号」とあるのは「第四百二十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十三項中「第四百二十五号」とあるのは「第四百二十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十四項中「第四百二十七号」とあるのは「第四百二十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十五項中「第四百二十九号」とあるのは「第四百二十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十六項中「第四百三十一号」とあるのは「第四百三十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十七項中「第四百三十三号」とあるのは「第四百三十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十八項中「第四百三十五号」とあるのは「第四百三十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百二十九項中「第四百三十七号」とあるのは「第四百三十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十項中「第四百三十九号」とあるのは「第四百三十九号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十一項中「第四百四十一号」とあるのは「第四百四十一号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十二項中「第四百四十三号」とあるのは「第四百四十三号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十三項中「第四百四十五号」とあるのは「第四百四十五号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十四項中「第四百四十七号」とあるのは「第四百四十七号（同法第九十五条の八第一項に規定する農林中央金庫代理業務に関する事項を除く。）」と、同条第二百三十五項中「第四百四十九号」とあるのは「第四百四十九号（同

第九十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第八十条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記載をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

二　記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

三　第八十一条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第八十一条第四項若しくは準用銀行法第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

三　第八十三条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をしたとき。

四　第八十四条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五　準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六　準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条の二の三　前条の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2　金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十九条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第九十九条の二の四　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第九十九条の二の五　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の六　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二若しくは第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三　準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

六　第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

第九十九条の四　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第九十八条の二第二号又は第九十八条の三　三億円以下の罰金刑

二　第九十八条の四（第二号を除く。）又は第九十九条の二第一号　二億円以下の罰金刑

三　第九十九条（第六号を除く。）　二億円以下の罰金刑

四　第九十九条の二の二　一億円以下の罰金刑

五　第九十八条の二（第二号を除く。）、第九十八条の四第二号、第九十九条第六号、第九十九条の二第二号又は第九十九条の二の四から前条まで　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二　総会又は総代会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。

三　この法律の規定による総会又は総代会の招集を怠ったとき。

四　令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五　第三条第七項又は第四条第四項の規定に違反して届出をすることを怠り、又は不正の届出をしたとき。

六　第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったとき。

七　第十九条又は第七十九条の規定に違反したとき。

八　第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかったとき。

九　第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。

十　第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一　第二十四条の五第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反したとき。

十二　第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十三　第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十四　第三十二条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五　第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六　第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十七　第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

十八　第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。
十九　第五十五条の規定に違反して他の業務を営んだとき。
十九の二　第五十九条の四第二項若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。
十九の三　準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
十九の四　準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
十九の五　準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
十九の六　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。
二十　第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。
二十一　第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。
二十二　第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第十三項又は第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。
二十二の二　第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。
二十二の三　第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
二十三　第七十二条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。
二十四　第七十二条第七項の規定による主務大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。
二十五　第七十三条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。
二十六　第七十三条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。
二十六の二　第七十五条の二第一項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
二十七　第七十六条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。
二十八　第七十七条の規定に違反して剰余金を処分したとき。
二十九　第八十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
三十　第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠ったとき。
三十一　清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。
三十二　第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。
三十三　第九十五条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。
三十四　第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

2　会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十二条第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第百条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。
一　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者
二　第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　正当な理由がないのに、第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百一条　第四十二条（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百二条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一　第五条の規定に違反した者
二　第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（定款の記載又は記録事項）

第十一条　一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所の所在地

四　設立時社員の氏名又は名称及び住所

五　社員の資格の得喪に関する規定

六　公告方法

七　事業年度

２　社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

○　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）

（商号の使用制限）

第五条　商工組合中央金庫でない者は、その商号中に株式会社商工組合中央金庫という文字を使用してはならない。

（主要株主に係る認可の取消し等）

第十三条　主務大臣は、主要株主が法令又は法令に基づく主務大臣の処分に違反したときは、当該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。

２　主要株主は、前項の規定により第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、主務大臣が指定する期間内に主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第三十九条　商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、同条第二項に規定する資金移動業その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

一の二　金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

二　金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為又は同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ　金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

ロ　金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ　金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

三　保険会社

四　保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）

五　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（以下「信託専門会社」という。）

六　従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあっては主として商工組合中央金庫、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社において同じ。）第八項に

2

イ（以下「金融関連業務会社」という。）であって次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

ロ　証券専門関連業務（証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。）

ハ　証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。

ニ　保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。

ホ　証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イからハまでに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。

ヘ　保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。

ト　信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。

七　新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの以外の子会社又は商工組合中央金庫が、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していないものに限る。）

八　央金庫が、前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

一　前項に規定する持株会社を従属業務商工組合中央金庫又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二　金融関連業務（第二十一条第一項各号に掲げる業務、有価証券関連業、保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三　証券専門関連業務（証券子会社等及び証券仲介専門会社又は証券専門会社に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四　保険専門関連業務（保険子会社等及び保険仲介専門会社又は保険専門会社に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五　信託専門関連業務（信託子会社等及び信託仲介専門会社又は信託専門会社に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

六　信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

七　イ　証券専門関連業務会社（証券子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。）

ロ　保険専門関連業務会社（保険子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有していること。）

ハ　証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ　保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ　証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イからハまでに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の証券子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ　保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の保険子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト　信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）　当該金融関連業務会社の議決権について、商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して保有する当該金融関連業務会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八　商工組合中央金庫の子会社で次に掲げる会社

イ　保険子会社等又は証券子会社等で商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社のうち主務省令で定めるもの

ロ　保険子会社等又は証券子会社等で商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

ハ　証券子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である持株会社

ニ　保険子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である持株会社

ホ　証券子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である保険会社

ヘ　保険子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である保険会社

ト　信託子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である保険会社

チ　信託子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である持株会社

リ　信託子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

ヌ　信託子会社等又は証券仲介専門会社で商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち主務省令で定めるもの

第五十六条（主務大臣の監督）

主務大臣は、商工組合中央金庫及び代理組合等の業務を監督する。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第三項及び第四項、第二十一条第四項、第五条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五十条まで、第五十五条第一項、第三十八条第一項及び第二項、第五十九条から第六十一条まで並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、第八条及び第五十一条に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

この法律における主務大臣には、前項規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

第十二条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第二項、第二十九条、第三十一条第一項及び第三項、第三十四条第一項及び第四項、第三十七条第一項及び第五項、第三十八条第一項及び第六項、第三十九条第一項及び第七項、第四十条第二項、第四十二条第一項及び第三項、第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第四項、第四十五条第一項及び第五項、第四十六条第一項及び第七項、第四十七条第一項及び第八項、第四十八条第一項及び第九項、第四十九条第一項及び第十項、第五十条第一項及び第十一項、第五十一条第一項及び第十二項、第五十二条第一項及び第十三項、第五十三条第一項及び第十四項、第五十四条第一項及び第十五項、第五十五条第一項及び第十六項、第五十六条第一項及び第十七項、第五十七条第一項及び第十八項、第五十八条第一項及び第十九項、第五十九条第一項及び第二十項、第六十条第一項及び第二十一項、第六十一条第一項及び第二十二項、第六十二条第一項及び第二十三項、第六十三条第一項及び第二十四項、第六十四条第一項及び第二十五項、第六十五条第一項及び第二十六項、第六十六条第一項及び第二十七項、第六十七条第一項及び第二十八項、第六十八条第一項及び第二十九項、第六十九条第一項及び第三十項、第七十条第一項及び第三十一項、第七十一条第一項及び第三十二項、第七十二条第一項及び第三十三項、第七十三条第一項及び第三十四項、第七十四条第一項及び第三十五項、第七十五条第一項及び第三十六項、第七十六条第一項及び第三十七項、第七十七条第一項及び第三十八項、第七十八条第一項及び第三十九項、第七十九条第一項及び第四十項、第八十条第一項及び第四十一項、第八十一条第一項及び第四十二項、第八十二条第一項及び第四十三項、第八十三条第一項及び第四十四項、第八十四条第一項及び第四十五項、第八十五条第一項及び第四十六項、第八十六条第一項及び第四十七項、第八十七条第一項及び第四十八項、第八十八条第一項及び第四十九項、第八十九条第一項及び第五十項、第九十条第一項及び第五十一項、第九十一条第一項及び第五十二項、第九十二条第一項及び第五十三項、第九十三条第一項及び第五十四項、第九十四条第一項及び第五十五項、第九十五条第一項及び第五十六項、第九十六条第一項及び第五十七項、第九十七条第一項及び第五十八項、第九十八条第一項及び第五十九項、第九十九条第一項及び第六十項、第百条第一項及び第六十一項、第百一条第一項及び第六十二項、第百二条第一項及び第六十三項、第百三条第一項及び第六十四項、第百四条第一項及び第六十五項、第百五条第一項及び第六十六項、第百六条第一項及び第六十七項、第百七条第一項及び第六十八項、第百八条第一項及び第六十九項、第百九条第一項及び第七十項、第百十条第一項及び第七十一項、第百十一条第一項及び第七十二項、第百十二条第一項及び第七十三項、第百十三条第一項及び第七十四項、第百十四条第一項及び第七十五項、第百十五条第一項及び第七十六項、第百十六条第一項及び第七十七項、第百十七条第一項及び第七十八項、第百十八条第一項及び第七十九項、第百十九条第一項及び第八十項、第百二十条第一項及び第八十一項、第百二十一条第一項及び第八十二項、第百二十二条第一項及び第八十三項、第百二十三条第一項及び第八十四項、第百二十四条第一項及び第八十五項、第百二十五条第一項及び第八十六項、第百二十六条第一項及び第八十七項、第百二十七条第一項及び第八十八項、第百二十八条第一項及び第八十九項、第百二十九条第一項及び第九十項、第百三十条第一項及び第九十一項、第百三十一条第一項及び第九十二項、第百三十二条第一項及び第九十三項、第百三十三条第一項及び第九十四項、第百三十四条第一項及び第九十五項、第百三十五条第一項及び第九十六項、第百三十六条第一項及び第九十七項、第百三十七条第一項及び第九十八項、第百三十八条第一項及び第九十九項、第百三十九条第一項及び第百項、第百四十条第一項及び第百一項、第百四十一条第一項及び第百二項、第百四十二条第一項及び第百三項、第百四十三条第一項及び第百四項、第百四十四条第一項及び第百五項、第百四十五条第一項及び第百六項、第百四十六条第一項及び第百七項、第百四十七条第一項及び第百八項、第百四十八条第一項及び第百九項、第百四十九条第一項及び第百十項、第百五十条第一項及び第百十一項、第百五十一条第一項及び第百十二項、第百五十二条第一項及び第百十三項、第百五十三条第一項及び第百十四項、第百五十四条第一項及び第百十五項、第百五十五条第一項及び第百十六項、第百五十六条第一項及び第百十七項、第百五十七条第一項及び第百十八項、第百五十八条第一項及び第百十九項、第百五十九条第一項及び第百二十項、第百六十条第一項及び第百二十一項、第百六十一条第一項及び第百二十二項、第百六十二条第一項及び第百二十三項、第百六十三条第一項及び第百二十四項、第百六十四条第一項及び第百二十五項、第百六十五条第一項及び第百二十六項、第百六十六条第一項及び第百二十七項、第百六十七条第一項及び第百二十八項、第百六十八条第一項及び第百二十九項、第百六十九条第一項及び第百三十項、第百七十条第一項及び第百三十一項、第百七十一条第一項及び第百三十二項、第百七十二条第一項及び第百三十三項、第百七十三条第一項及び第百三十四項、第百七十四条第一項及び第百三十五項、第百七十五条第一項及び第百三十六項、第百七十六条第一項及び第百三十七項、第百七十七条第一項及び第百三十八項、第百七十八条第一項及び第百三十九項、第百七十九条第一項及び第百四十項、第百八十条第一項及び第百四十一項、第百八十一条第一項及び第百四十二項、第百八十二条第一項及び第百四十三項、第百八十三条第一項及び第百四十四項、第百八十四条第一項及び第百四十五項、第百八十五条第一項及び第百四十六項、第百八十六条第一項及び第百四十七項、第百八十七条第一項及び第百四十八項、第百八十八条第一項及び第百四十九項、第百八十九条第一項及び第百五十項、第百九十条第一項及び第百五十一項、第百九十一条第一項及び第百五十二項、第百九十二条第一項及び第百五十三項、第百九十三条第一項及び第百五十四項、第百九十四条第一項及び第百五十五項、第百九十五条第一項及び第百五十六項、第百九十六条第一項及び第百五十七項、第百九十七条第一項及び第百五十八項、第百九十八条第一項及び第百五十九項、第百九十九条第一項及び第百六十項、第二百条第一項及び第百六十一項、第二百一条第一項及び第百六十二項、第二百二条第一項及び第百六十三項、第二百三条第一項及び第百六十四項、第二百四条第一項及び第百六十五項、第二百五条第一項及び第百六十六項、第二百六条第一項及び第百六十七項、第二百七条第一項及び第百六十八項、第二百八条第一項及び第百六十九項、第二百九条第一項及び第百七十項、第二百十条第一項及び第百七十一項、第二百十一条第一項及び第百七十二項、第二百十二条第一項及び第百七十三項、第二百十三条第一項及び第百七十四項、第二百十四条第一項及び第百七十五項、第二百十五条第一項及び第百七十六項、第二百十六条第一項及び第百七十七項、第二百十七条第一項及び第百七十八項、第二百十八条第一項及び第百七十九項、第二百十九条第一項及び第百八十項、第二百二十条第一項及び第百八十一項、第二百二十一条第一項及び第百八十二項、第二百二十二条第一項及び第百八十三項、第二百二十三条第一項及び第百八十四項、第二百二十四条第一項及び第百八十五項、第二百二十五条第一項及び第百八十六項、第二百二十六条第一項及び第百八十七項、第二百二十七条第一項及び第百八十八項、第二百二十八条第一項及び第百八十九項、第二百二十九条第一項及び第百九十項、第二百三十条第一項及び第百九十一項、第二百三十一条第一項及び第百九十二項、第二百三十二条第一項及び第百九十三項、第二百三十三条第一項及び第百九十四項、第二百三十四条第一項及び第百九十五項、第二百三十五条第一項及び第百九十六項、第二百三十六条第一項及び第百九十七項、第二百三十七条第一項及び第百九十八項、第二百三十八条第一項及び第百九十九項、第二百三十九条第一項及び第二百項、第二百四十条第一項及び第二百一項、第二百四十一条第一項及び第二百二項、第二百四十二条第一項及び第二百三項、第二百四十三条第一項及び第二百四項、第二百四十四条第一項及び第二百五項、第二百四十五条第一項及び第二百六項、第二百四十六条第一項及び第二百七項、第二百四十七条第一項及び第二百八項、第二百四十八条第一項及び第二百九項、第二百四十九条第一項及び第二百十項、第二百五十条第一項及び第二百十一項、第二百五十一条第一項及び第二百十二項、第二百五十二条第一項及び第二百十三項、第二百五十三条第一項及び第二百十四項、第二百五十四条第一項及び第二百十五項、第二百五十五条第一項及び第二百十六項、第二百五十六条第一項及び第二百十七項、第二百五十七条第一項及び第二百十八項、第二百五十八条第一項及び第二百十九項、第二百五十九条第一項及び第二百二十項、第二百六十条第一項及び第二百二十一項、第二百六十一条第一項及び第二百二十二項、第二百六十二条第一項及び第二百二十三項、第二百六十三条第一項及び第二百二十四項、第二百六十四条第一項及び第二百二十五項、第二百六十五条第一項及び第二百二十六項、第二百六十六条第一項及び第二百二十七項、第二百六十七条第一項及び第二百二十八項、第二百六十八条第一項及び第二百二十九項、第二百六十九条第一項及び第二百三十項、第二百七十条第一項及び第二百三十一項、第二百七十一条第一項及び第二百三十二項、第二百七十二条第一項及び第二百三十三項、第二百七十三条第一項及び第二百三十四項、第二百七十四条第一項及び第二百三十五項、第二百七十五条第一項及び第二百三十六項、第二百七十六条第一項及び第二百三十七項、第二百七十七条第一項及び第二百三十八項、第二百七十八条第一項及び第二百三十九項、第二百七十九条第一項及び第二百四十項、第二百八十条第一項及び第二百四十一項、第二百八十一条第一項及び第二百四十二項、第二百八十二条第一項及び第二百四十三項、第二百八十三条第一項及び第二百四十四項、第二百八十四条第一項及び第二百四十五項、第二百八十五条第一項及び第二百四十六項、第二百八十六条第一項及び第二百四十七項、第二百八十七条第一項及び第二百四十八項、第二百八十八条第一項及び第二百四十九項、第二百八十九条第一項及び第二百五十項、第二百九十条第一項及び第二百五十一項、第二百九十一条第一項及び第二百五十二項、第二百九十二条第一項及び第二百五十三項、第二百九十三条第一項及び第二百五十四項、第二百九十四条第一項及び第二百五十五項、第二百九十五条第一項及び第二百五十六項、第二百九十六条第一項及び第二百五十七項、第二百九十七条第一項及び第二百五十八項、第二百九十八条第一項及び第二百五十九項、第二百九十九条第一項及び第二百六十項、第三百条第一項及び第二百六十一項、第三百一条第一項及び第二百六十二項、第三百二条第一項及び第二百六十三項、第三百三条第一項及び第二百六十四項、第三百四条第一項及び第二百六十五項、第三百五条第一項及び第二百六十六項、第三百六条第一項及び第二百六十七項、第三百七条第一項及び第二百六十八項、第三百八条第一項及び第二百六十九項、第三百九条第一項及び第二百七十項、第三百十条第一項及び第二百七十一項、第三百十一条第一項及び第二百七十二項、第三百十二条第一項及び第二百七十三項、第三百十三条第一項及び第二百七十四項、第三百十四条第一項及び第二百七十五項、第三百十五条第一項及び第二百七十六項、第三百十六条第一項及び第二百七十七項、第三百十七条第一項及び第二百七十八項、第三百十八条第一項及び第二百七十九項、第三百十九条第一項及び第二百八十項、第三百二十条第一項及び第二百八十一項、第三百二十一条第一項及び第二百八十二項、第三百二十二条第一項及び第二百八十三項、第三百二十三条第一項及び第二百八十四項、第三百二十四条第一項及び第二百八十五項、第三百二十五条第一項及び第二百八十六項、第三百二十六条第一項及び第二百八十七項、第三百二十七条第一項及び第二百八十八項、第三百二十八条第一項及び第二百八十九項、第三百二十九条第一項及び第二百九十項、第三百三十条第一項及び第二百九十一項、第三百三十一条第一項及び第二百九十二項、第三百三十二条第一項及び第二百九十三項、第三百三十三条第一項及び第二百九十四項、第三百三十四条第一項及び第二百九十五項、第三百三十五条第一項及び第二百九十六項、第三百三十六条第一項及び第二百九十七項、第三百三十七条第一項及び第二百九十八項、第三百三十八条第一項及び第二百九十九項、第三百三十九条第一項及び第三百項、第三百四十条第一項及び第三百一項、第三百四十一条第一項及び第三百二項、第三百四十二条第一項及び第三百三項、第三百四十三条第一項及び第三百四項、第三百四十四条第一項及び第三百五項、第三百四十五条第一項及び第三百六項、第三百四十六条第一項及び第三百七項、第三百四十七条第一項及び第三百八項、第三百四十八条第一項及び第三百九項、第三百四十九条第一項及び第三百十項、第三百五十条第一項及び第三百十一項、第三百五十一条第一項及び第三百十二項、第三百五十二条第一項及び第三百十三項、第三百五十三条第一項及び第三百十四項、第三百五十四条第一項及び第三百十五項、第三百五十五条第一項及び第三百十六項、第三百五十六条第一項及び第三百十七項、第三百五十七条第一項及び第三百十八項、第三百五十八条第一項及び第三百十九項、第三百五十九条第一項及び第三百二十項、第三百六十条第一項及び第三百二十一項、第三百六十一条第一項及び第三百二十二項、第三百六十二条第一項及び第三百二十三項、第三百六十三条第一項及び第三百二十四項、第三百六十四条第一項及び第三百二十五項、第三百六十五条第一項及び第三百二十六項、第三百六十六条第一項及び第三百二十七項、第三百六十七条第一項及び第三百二十八項、第三百六十八条第一項及び第三百二十九項、第三百六十九条第一項及び第三百三十項、第三百七十条第一項及び第三百三十一項、第三百七十一条第一項及び第三百三十二項、第三百七十二条第一項及び第三百三十三項、第三百七十三条第一項及び第三百三十四項、第三百七十四条第一項及び第三百三十五項、第三百七十五条第一項及び第三百三十六項、第三百七十六条第一項及び第三百三十七項、第三百七十七条第一項及び第三百三十八項、第三百七十八条第一項及び第三百三十九項、第三百七十九条第一項及び第三百四十項、第三百八十条第一項及び第三百四十一項、第三百八十一条第一項及び第三百四十二項、第三百八十二条第一項及び第三百四十三項、第三百八十三条第一項及び第三百四十四項、第三百八十四条第一項及び第三百四十五項、第三百八十五条第一項及び第三百四十六項、第三百八十六条第一項及び第三百四十七項、第三百八十七条第一項及び第三百四十八項、第三百八十八条第一項及び第三百四十九項、第三百八十九条第一項及び第三百五十項、第三百九十条第一項及び第三百五十一項、第三百九十一条第一項及び第三百五十二項、第三百九十二条第一項及び第三百五十三項、第三百九十三条第一項及び第三百五十四項、第三百九十四条第一項及び第三百五十五項、第三百九十五条第一項及び第三百五十六項、第三百九十六条第一項及び第三百五十七項、第三百九十七条第一項及び第三百五十八項、第三百九十八条第一項及び第三百五十九項、第三百九十九条第一項及び第三百六十項、第四百条第一項及び第三百六十一項、第四百一条第一項及び第三百六十二項、第四百二条第一項及び第三百六十三項、第四百三条第一項及び第三百六十四項、第四百四条第一項及び第三百六十五項、第四百五条第一項及び第三百六十六項、第四百六条第一項及び第三百六十七項、第四百七条第一項及び第三百六十八項、第四百八条第一項及び第三百六十九項、第四百九条第一項及び第三百七十項、第四百十条第一項及び第三百七十一項、第四百十一条第一項及び第三百七十二項、第四百十二条第一項及び第三百七十三項、第四百十三条第一項及び第三百七十四項、第四百十四条第一項及び第三百七十五項、第四百十五条第一項及び第三百七十六項、第四百十六条第一項及び第三百七十七項、第四百十七条第一項及び第三百七十八項、第四百十八条第一項及び第三百七十九項、第四百十九条第一項及び第三百八十項、第四百二十条第一項及び第三百八十一項、第四百二十一条第一項及び第三百八十二項、第四百二十二条第一項及び第三百八十三項、第四百二十三条第一項及び第三百八十四項、第四百二十四条第一項及び第三百八十五項、第四百二十五条第一項及び第三百八十六項、第四百二十六条第一項及び第三百八十七項、第四百二十七条第一項及び第三百八十八項、第四百二十八条第一項及び第三百八十九項、第四百二十九条第一項及び第三百九十項、第四百三十条第一項及び第三百九十一項、第四百三十一条第一項及び第三百九十二項、第四百三十二条第一項及び第三百九十三項、第四百三十三条第一項及び第三百九十四項、第四百三十四条第一項及び第三百九十五項、第四百三十五条第一項及び第三百九十六項、第四百三十六条第一項及び第三百九十七項、第四百三十七条第一項及び第三百九十八項、第四百三十八条第一項及び第三百九十九項、第四百三十九条第一項及び第四百項、第四百四十条第一項及び第四百一項、第四百四十一条第一項及び第四百二項、第四百四十二条第一項及び第四百三項、第四百四十三条第一項及び第四百四項、第四百四十四条第一項及び第四百五項、第四百四十五条第一項及び第四百六項、第四百四十六条第一項及び第四百七項、第四百四十七条第一項及び第四百八項、第四百四十八条第一項及び第四百九項、第四百四十九条第一項及び第四百十項、第四百五十条第一項及び第四百十一項、第四百五十一条第一項及び第四百十二項、第四百五十二条第一項及び第四百十三項、第四百五十三条第一項及び第四百十四項、第四百五十四条第一項及び第四百十五項、第四百五十五条第一項及び第四百十六項、第四百五十六条第一項及び第四百十七項、第四百五十七条第一項及び第四百十八項、第四百五十八条第一項及び第四百十九項、第四百五十九条第一項及び第四百二十項、第四百六十条第一項及び第四百二十一項、第四百六十一条第一項及び第四百二十二項、第四百六十二条第一項及び第四百二十三項、第四百六十三条第一項及び第四百二十四項、第四百六十四条第一項及び第四百二十五項、第四百六十五条第一項及び第四百二十六項、第四百六十六条第一項及び第四百二十七項、第四百六十七条第一項及び第四百二十八項、第四百六十八条第一項及び第四百二十九項、第四百六十九条第一項及び第四百三十項、第四百七十条第一項及び第四百三十一項、第四百七十一条第一項及び第四百三十二項、第四百七十二条第一項及び第四百三十三項、第四百七十三条第一項及び第四百三十四項、第四百七十四条第一項及び第四百三十五項、第四百七十五条第一項及び第四百三十六項、第四百七十六条第一項及び第四百三十七項、第四百七十七条第一項及び第四百三十八項、第四百七十八条第一項及び第四百三十九項、第四百七十九条第一項及び第四百四十項、第四百八十条第一項及び第四百四十一項、第四百八十一条第一項及び第四百四十二項、第四百八十二条第一項及び第四百四十三項、第四百八十三条第一項及び第四百四十四項、第四百八十四条第一項及び第四百四十五項、第四百八十五条第一項及び第四百四十六項、第四百八十六条第一項及び第四百四十七項、第四百八十七条第一項及び第四百四十八項、第四百八十八条第一項及び第四百四十九項、第四百八十九条第一項及び第四百五十項、第四百九十条第一項及び第四百五十一項、第四百九十一条第一項及び第四百五十二項、第四百九十二条第一項及び第四百五十三項、第四百九十三条第一項及び第四百五十四項、第四百九十四条第一項及び第四百五十五項、第四百九十五条第一項及び第四百五十六項、第四百九十六条第一項及び第四百五十七項、第四百九十七条第一項及び第四百五十八項、第四百九十八条第一項及び第四百五十九項、第四百九十九条第一項及び第四百六十項、第五百条第一項及び第四百六十一項、第五百一条第一項及び第四百六十二項、第五百二条第一項及び第四百六十三項、第五百三条第一項及び第四百六十四項、第五百四条第一項及び第四百六十五項、第五百五条第一項及び第四百六十六項、第五百六条第一項及び第四百六十七項、第五百七条第一項及び第四百六十八項、第五百八条第一項及び第四百六十九項、第五百九条第一項及び第四百七十項、第五百十条第一項及び第四百七十一項、第五百十一条第一項及び第四百七十二項、第五百十二条第一項及び第四百七十三項、第五百十三条第一項及び第四百七十四項、第五百十四条第一項及び第四百七十五項、第五百十五条第一項及び第四百七十六項、第五百十六条第一項及び第四百七十七項、第五百十七条第一項及び第四百七十八項、第五百十八条第一項及び第四百七十九項、第五百十九条第一項及び第四百八十項、第五百二十条第一項及び第四百八十一項、第五百二十一条第一項及び第四百八十二項、第五百二十二条第一項及び第四百八十三項、第五百二十三条第一項及び第四百八十四項、第五百二十四条第一項及び第四百八十五項、第五百二十五条第一項及び第四百八十六項、第五百二十六条第一項及び第四百八十七項、第五百二十七条第一項及び第四百八十八項、第五百二十八条第一項及び第四百八十九項、第五百二十九条第一項及び第四百九十項、第五百三十条第一項及び第四百九十一項、第五百三十一条第一項及び第四百九十二項、第五百三十二条第一項及び第四百九十三項、第五百三十三条第一項及び第四百九十四項、第五百三十四条第一項及び第四百九十五項、第五百三十五条第一項及び第四百九十六項、第五百三十六条第一項及び第四百九十七項、第五百三十七条第一項及び第四百九十八項、第五百三十八条第一項及び第四百九十九項、第五百三十九条第一項及び第五百項、第五百四十条第一項及び第五百一項、第五百四十一条第一項及び第五百二項、第五百四十二条第一項及び第五百三項、第五百四十三条第一項及び第五百四項、第五百四十四条第一項及び第五百五項、第五百四十五条第一項及び第五百六項、第五百四十六条第一項及び第五百七項、第五百四十七条第一項及び第五百八項、第五百四十八条第一項及び第五百九項、第五百四十九条第一項及び第五百十項、第五百五十条第一項及び第五百十一項、第五百五十一条第一項及び第五百十二項、第五百五十二条第一項及び第五百十三項、第五百五十三条第一項及び第五百十四項、第五百五十四条第一項及び第五百十五項、第五百五十五条第一項及び第五百十六項、第五百五十六条第一項及び第五百十七項、第五百五十七条第一項及び第五百十八項、第五百五十八条第一項及び第五百十九項、第五百五十九条第一項及び第五百二十項、第五百六十条第一項及び第五百二十一項、第五百六十一条第一項及び第五百二十二項、第五百六十二条第一項及び第五百二十三項、第五百六十三条第一項及び第五百二十四項、第五百六十四条第一項及び第五百二十五項、第五百六十五条第一項及び第五百二十六項、第五百六十六条第一項及び第五百二十七項、第五百六十七条第一項及び第五百二十八項、第五百六十八条第一項及び第五百二十九項、第五百六十九条第一項及び第五百三十項、第五百七十条第一項及び第五百三十一項、第五百七十一条第一項及び第五百三十二項、第五百七十二条第一項及び第五百三十三項、第五百七十三条第一項及び第五百三十四項、第五百七十四条第一項及び第五百三十五項、第五百七十五条第一項及び第五百三十六項、第五百七十六条第一項及び第五百三十七項、第五百七十七条第一項及び第五百三十八項、第五百七十八条第一項及び第五百三十九項、第五百七十九条第一項及び第五百四十項、第五百八十条第一項及び第五百四十一項、第五百八十一条第一項及び第五百四十二項、第五百八十二条第一項及び第五百四十三項、第五百八十三条第一項及び第五百四十四項、第五百八十四条第一項及び第五百四十五項、第五百八十五条第一項及び第五百四十六項、第五百八十六条第一項及び第五百四十七項、第五百八十七条第一項及び第五百四十八項、第五百八十八条第一項及び第五百四十九項、第五百八十九条第一項及び第五百五十項、第五百九十条第一項及び第五百五十一項、第五百九十一条第一項及び第五百五十二項、第五百九十二条第一項及び第五百五十三項、第五百九十三条第一項及び第五百五十四項、第五百九十四条第一項及び第五百五十五項、第五百九十五条第一項及び第五百五十六項、第五百九十六条第一項及び第五百五十七項、第五百九十七条第一項及び第五百五十八項、第五百九十八条第一項及び第五百五十九項、第五百九十九条第一項及び第五百六十項、第六百条第一項及び第五百六十一項、第六百一条第一項及び第五百六十二項、第六百二条第一項及び第五百六十三項、第六百三条第一項及び第五百六十四項、第六百四条第一項及び第五百六十五項、第六百五条第一項及び第五百六十六項、第六百六条第一項及び第五百六十七項、第六百七条第一項及び第五百六十八項、第六百八条第一項及び第五百六十九項、第六百九条第一項及び第五百七十項、第六百十条第一項及び第五百七十一項、第六百十一条第一項及び第五百七十二項、第六百十二条第一項及び第五百七十三項、第六百十三条第一項及び第五百七十四項、第六百十四条第一項及び第五百七十五項、第六百十五条第一項及び第五百七十六項、第六百十六条第一項及び第五百七十七項、第六百十七条第一項及び第五百七十八項、第六百十八条第一項及び第五百七十九項、第六百十九条第一項及び第五百八十項、第六百二十条第一項及び第五百八十一項、第六百二十一条第一項及び第五百八十二項、第六百二十二条第一項及び第五百八十三項、第六百二十三条第一項及び第五百八十四項、第六百二十四条第一項及び第五百八十五項、第六百二十五条第一項及び第五百八十六項、第六百二十六条第一項及び第五百八十七項、第六百二十七条第一項及び第五百八十八項、第六百二十八条第一項及び第五百八十九項、第六百二十九条第一項及び第五百九十項、第六百三十条第一項及び第五百九十一項、第六百三十一条第一項及び第五百九十二項、第六百三十二条第一項及び第五百九十三項、第六百三十三条第一項及び第五百九十四項、第六百三十四条第一項及び第五百九十五項、第六百三十五条第一項及び第五百九十六項、第六百三十六条第一項及び第五百九十七項、第六百三十七条第一項及び第五百九十八項、第六百三十八条第一項及び第五百九十九項、第六百三十九条第一項及び第六百項、第六百四十条第一項及び第六百一項、第六百四十一条第一項及び第六百二項、第六百四十二条第一項及び第六百三項、第六百四十三条第一項及び第六百四項、第六百四十四条第一項及び第六百五項、第六百四十五条第一項及び第六百六項、第六百四十六条第一項及び第六百七項、第六百四十七条第一項及び第六百八項、第六百四十八条第一項及び第六百九項、第六百四十九条第一項及び第六百十項、第六百五十条第一項及び第六百十一項、第六百五十一条第一項及び第六百十二項、第六百五十二条第一項及び第六百十三項、第六百五十三条第一項及び第六百十四項、第六百五十四条第一項及び第六百十五項、第六百五十五条第一項及び第六百十六項、第六百五十六条第一項及び第六百十七項、第六百五十七条第一項及び第六百十八項、第六百五十八条第一項及び第六百十九項、第六百五十九条第一項及び第六百二十項、第六百六十条第一項及び第六百二十一項、第六百六十一条第一項及び第六百二十二項、第六百六十二条第一項及び第六百二十三項、第六百六十三条第一項及び第六百二十四項、第六百六十四条第一項及び第六百二十五項、第六百六十五条第一項及び第六百二十六項、第六百六十六条第一項及び第六百二十七項、第六百六十七条第一項及び第六百二十八項、第六百六十八条第一項及び第六百二十九項、第六百六十九条第一項及び第六百三十項、第六百七十条第一項及び第六百三十一項、第六百七十一条第一項及び第六百三十二項、第六百七十二条第一項及び第六百三十三項、第六百七十三条第一項及び第六百三十四項、第六百七十四条第一項及び第六百三十五項、第六百七十五条第一項及び第六百三十六項、第六百七十六条第一項及び第六百三十七項、第六百七十七条第一項及び第六百三十八項、第六百七十八条第一項及び第六百三十九項、第六百七十九条第一項及び第六百四十項、第六百八十条第一項及び第六百四十一項、第六百八十一条第一項及び第六百四十二項、第六百八十二条第一項及び第六百四十三項、第六百八十三条第一項及び第六百四十四項、第六百八十四条第一項及び第六百四十五項、第六百八十五条第一項及び第六百四十六項、第六百八十六条第一項及び第六百四十七項、第六百八十七条第一項及び第六百四十八項、第六百八十八条第一項及び第六百四十九項、第六百八十九条第一項及び第六百五十項、第六百九十条第一項及び第六百五十一項、第六百九十一条第一項及び第六百五十二項、第六百九十二条第一項及び第六百五十三項、第六百九十三条第一項及び第六百五十四項、第六百九十四条第一項及び第六百五十五項、第六百九十五条第一項及び第六百五十六項、第六百九十六条第一項及び第六百五十七項、第六百九十七条第一項及び第六百五十八項、第六百九十八条第一項及び第六百五十九項、第六百九十九条第一項及び第六百六十項、第七百条第一項及び第六百六十一項、第七百一条第一項及び第六百六十二項、第七百二条第一項及び第六百六十三項、第七百三条第一項及び第六百六十四項、第七百四条第一項及び第六百六十五項、第七百五条第一項及び第六百六十六項、第七百六条第一項及び第六百六十七項、第七百七条第一項及び第六百六十八項、第七百八条第一項及び第六百六十九項、第七百九条第一項及び第七百十項、第七百十条第一項及び第七百十一項、第七百十一条第一項及び第七百十二項、第七百十二条第一項及び第七百十三項、第七百十三条第一項及び第七百十四項、第七百十四条第一項及び第七百十五項、第七百十五条第一項及び第七百十六項、第七百十六条第一項及び第七百十七項、第七百十七条第一項及び第七百十八項、第七百十八条第一項及び第七百十九項、第七百十九条第一項及び第七百二十項、第七百二十条第一項及び第七百二十一項、第七百二十一条第一項及び第七百二十二項、第七百二十二条第一項及び第七百二十三項、第七百二十三条第一項及び第七百二十四項、第七百二十四条第一項及び第七百二十五項、第七百二十五条第一項及び第七百二十六項、第七百二十六条第一項及び第七百二十七項、第七百二十七条第一項及び第七百二十八項、第七百二十八条第一項及び第七百二十九項、第七百二十九条第一項及び第七百三十項、第七百三十条第一項及び第七百三十一項、第七百三十一条第一項及び第七百三十二項、第七百三十二条第一項及び第七百三十三項、第七百三十三条第一項及び第七百三十四項、第七百三十四条第一項及び第七百三十五項、第七百三十五条第一項及び第七百三十六項、第七百三十六条第一項及び第七百三十七項、第七百三十七条第一項及び第七百三十八項、第七百三十八条第一項及び第七百三十九項、第七百三十九条第一項及び第七百四十項、第七百四十条第一項及び第七百四十一項、第七百四十一条第一項及び第七百四十二項、第七百四十二条第一項及び第七百四十三項、第七百四十三条第一項及び第七百四十四項、第七百四十四条第一項及び第七百四十五項、第七百四十五条第一項及び第七百四十六項、第七百四十六条第一項及び第七百四十七項、第七百四十七条第一項及び第七百四十八項、第七百四十八条第一項及び第七百四十九項、第七百四十九条第一項及び第七百五十項、第七百五十条第一項及び第七百五十一項、第七百五十一条第一項及び第七百五十二項、第七百五十二条第一項及び第七百五十三項、第七百五十三条第一項及び第七百五十四項、第七百五十四条第一項及び第七百五十五項、第七百五十五条第一項及び第七百五十六項、第七百五十六条第一項及び第七百五十七項、第七百五十七条第一項及び第七百五十八項、第七百五十八条第一項及び第七百五十九項、第七百五十九条第一項及び第七百六十項、第七百六十条第一項及び第七百六十一項、第七百六十一条第一項及び第七百六十二項、第七百六十二条第一項及び第七百六十三項、第七百六十三条第一項及び第七百六十四項、第七百六十四条第一項及び第七百六十五項、第七百六十五条第一項及び第七百六十六項、第七百六十六条第一項及び第七百六十七項、第七百六十七条第一項及び第七百六十八項、第七百六十八条第一項及び第七百六十九項、第七百六十九条第一項及び第七百七十項、第七百七十条第一項及び第七百七十一項、第七百七十一条第一項及び第七百七十二項、第七百七十二条第一項及び第七百七十三項、第七百七十三条第一項及び第七百七十四項、第七百七十四条第一項及び第七百七十五項、第七百七十五条第一項及び第七百七十六項、第七百七十六条第一項及び第七百七十七項、第七百七十七条第一項及び第七百七十八項、第七百七十八条第一項及び第七百七十九項、第七百七十九条第一項及び第七百八十項、第七百八十条第一項及び第七百八十一項、第七百八十一条第一項及び第七百八十二項、第七百八十二条第一項及び第七百八十三項、第七百八十三条第一項及び第七百八十四項、第七百八十四条第一項及び第七百八十五項、第七百八十五条第一項及び第七百八十六項、第七百八十六条第一項及び第七百八十七項、第七百八十七条第一項及び第七百八十八項、第七百八十八条第一項及び第七百八十九項、第七百八十九条第一項及び第七百九十項、第七百九十条第一項及び第七百九十一項、第七百九十一条第一項及び第七百九十二項、第七百九十二条第一項及び第七百九十三項、第七百九十三条第一項及び第七百九十四項、第七百九十四条第一項及び第七百九十五項、第七百九十五条第一項及び第七百九十六項、第七百九十六条第一項及び第七百九十七項、第七百九十七条第一項及び第七百九十八項、第七百九十八条第一項及び第七百九十九項、第七百九十九条第一項及び第八百項、第八百一条第一項及び第八百二項、第八百二条第一項及び第八百三項、第八百三条第一項及び第八百四項、第八百四条第一項及び第八百五項、第八百五条第一項及び第八百六項、第八百六条第一項及び第八百七項、第八百七条第一項及び第八百八項、第八百八条第一項及び第八百九項、第八百九条第一項及び第八百十項、第八百十条第一項及び第八百十一項、第八百十一条第一項及び第八百十二項、第八百十二条第一項及び第八百十三項、第八百十三条第一項及び第八百十四項、第八百十四条第一項及び第八百十五項、第八百十五条第一項及び第八百十六項、第八百十六条第一項及び第八百十七項、第八百十七条第一項及び第八百十八項、第八百十八条第一項及び第八百十九項、第八百十九条第一項及び第八百二十項、第八百二十条第一項及び第八百二十一項、第八百二十一条第一項及び第八百二十二項、第八百二十二条第一項及び第八百二十三項、第八百二十三条第一項及び第八百二十四項、第八百二十四条第一項及び第八百二十五項、第八百二十五条第一項及び第八百二十六項、第八百二十六条第一項及び第八百二十七項、第八百二十七条第一項及び第八百二十八項、第八百二十八条第一項及び第八百二十九項、第八百二十九条第一項及び第八百三十項、第八百三十条第一項及び第八百三十一項、第八百三十一条第一項及び第八百三十二項、第八百三十二条第一項及び第八百三十三項、第八百三十三条第一項及び第八百三十四項、第八百三十四条第一項及び第八百三十五項、第八百三十五条第一項及び第八百三十六項、第八百三十六条第一項及び第八百三十七項、第八百三十七条第一項及び第八百三十八項、第八百三十八条第一項及び第八百三十九項、第八百三十九条第一項及び第八百四十項、第八百四十条第一項及び第八百四十一項、第八百四十一条第一項及び第八百四十二項、第八百四十二条第一項及び第八百四十三項、第八百四十三条第一項及び第八百四十四項、第八百四十四条第一項及び第八百四十五項、第八百四十五条第一項及び第八百四十六項、第八百四十六条第一項及び第八百四十七項、第八百四十七条第一項及び第八百四十八項、第八百四十八条第一項及び第八百四十九項、第八百四十九条第一項及び第八百五十項、第八百五十条第一項及び第八百五十一項、第八百五十一条第一項及び第八百五十二項、第八百五十二条第一項及び第八百五十三項、第八百五十三条第一項及び第八百五十四項、第八百五十四条第一項及び第八百五十五項、第八百五十五条第一項及び第八百五十六項、第八百五十六条第一項及び第八百五十七項、第八百五十七条第一項及び第八百五十八項、第八百五十八条第一項及び第八百五十九項、第八百五十九条第一項及び第八百六十項、第八百六十条第一項及び第八百六十一項、第八百六十一条第一項及び第八百六十二項、第八百六十二条第一項及び第八百六十三項、第八百六十三条第一項及び第八百六十四項、第八百六十四条第一項及び第八百六十五項、第八百六十五条第一項及び第八百六十六項、第八百六十六条第一項及び第八百六十七項、第八百六十七条第一項及び第八百六十八項、第八百六十八条第一項及び第八百六十九項、第八百六十九条第一項及び第八百七十項、第八百七十条第一項及び第八百七十一項、第八百七十一条第一項及び第八百七十二項、第八百七十二条第一項及び第八百七十三項、第八百七十三条第一項及び第八百七十四項、第八百七十四条第一項及び第八百七十五項、第八百七十五条第一項及び第八百七十六項、第八百七十六条第一項

（報告又は資料の提出）

第五十七条　主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫及び代理組合等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等（子会社その他商工組合中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。）に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

３　商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第五十八条　主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に商工組合中央金庫及び代理組合等の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に商工組合中央金庫の子法人等若しくは商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

５　前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務の停止等）

第五十九条　主務大臣は、商工組合中央金庫の業務若しくは財産又は商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六十条　主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命ずることができる。

（合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等）

第六十一条　商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませたとき。

二　第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したとき。

第七十一条　第五十九条又は第六十条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十条若しくは第五十七条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二　第十一条第一項若しくは第五十八条第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第五十一条の規定に違反して、同条に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類

四　の提出をしたとき。

四　第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

五　第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同条第四項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

第七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二　準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があった場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2　前項第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3　金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

第七十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第七十二条第二号又は第七十三条第一項　一億円以下の罰金刑

二　第七十三条第一項第二号　三億円以下の罰金刑

三　第七十条第一号又は前条　二億円以下の罰金刑

四　第七十条第一号又は前条　各本条の罰金刑

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、支配人、清算人、株主名簿管理人又は株主（株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一　第二条第二項、第三条第三項又は第四条の規定による主務大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二　第二条第一項若しくは第四項、第三条第四項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第三項又は第三十九条第七項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三　第六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四　第八条第一項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になったとき。

五　第八条第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

六　第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七　第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき、又は第十三条第二項の規定に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であったとき。

八　第十二条又は第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

九　第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十　第二十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十一　第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四十条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十二　第三十九条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

十三　第四十条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四　第四十条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十五　第四十二条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかったとき。

十六　第五十九条の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十七　第六十二条第一項の規定により付した条件（第二条第二項、第三十九条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十八　第六十四条の規定による登記をしなかったとき。

第七十七条　第五条の規定に違反した者は、十万円の過料に処する。

○　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（指定紛争解決機関に関する銀行法の規定の準用）

第百一条　銀行法第二条第十九項から第二十二項まで及び第五十二条の六十三から第五十二条の八十三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において「銀行法規定」という。）は、指定紛争解決機関について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

銀行業務関連苦情	資金移動業等関連苦情
銀行業務関連紛争	資金移動業等関連紛争
加入銀行	加入資金移動業等関係業者
顧客	利用者

2　銀行法規定を指定紛争解決機関について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる銀行法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
	次に掲げる次項	指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（同法第二条第十五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。）及び次に掲げる事項
第五十二条の六十三第二項第一号	前条第一項第三号	資金決済に関する法律第九十九条第一項第三号
第五十二条の六十三第二項第六号	前条第二項	資金決済に関する法律第九十九条第二項
第五十二条の七十三第三項第二号	銀行業務	紛争解決等業務の種別が資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する資金移動業務をいう。）である場合にあつては為替取引に係る業務、紛争解決等

第五十二条の七十四第二項	第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項	業務の種別が仮想通貨交換業務（同項に規定する仮想通貨交換業務をいう。）である場合にあつては同条第七項各号に掲げる行為に係る業務
	第五十二条の八十四第三項	資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定が同法第百条第一項
第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号	同法第百条第三項
		資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号